

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄						備考		
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	コクリツダイガクホウジン ヤマグチダイガク 国立大学法人 山口大学								
フリガナ大学の名称	ヤマグチダイガク 山口大学 (Yamaguchi University)								
大学本部の位置	山口県山口市吉田1677番地1								
大学の目的	<p>本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。（国立大学法人山口大学学則第3条 抜粋）</p>								
新設学部等の目的	<p>地域における医師不足の解消が喫緊の課題であり、地域の医師確保等に早急に対応するため、また基礎医学及び社会医学に関する研究医養成拠点として、研究医の養成を行うため、令和4年度において、17名の入学定員の増員を行うものである。</p>								
新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	医学部医学科の今回の17名の入学定員の増員は、令和4年度のみ臨時定員増である。また、医学部医学科の令和3年度における収容定員は692人である。	
	年	人	年次人	人		年月第年次			
医学部	医学科	6	107 (90)	10 2年次	607 (590)	学士(医学)	令和4年4月第1年次	山口県宇部市南小串1丁目1番1号	令和3年度 107 10 692 令和4年度 107 10 692 令和5年度 90 10 675 令和6年度 90 10 658 令和7年度 90 10 641 令和8年度 90 10 624 令和9年度 90 10 607 令和10年度 90 10 590
	保健学科	4	120	—	480	学士(看護学、保健学)	平成13年4月第1年次	同上	
計			227 (210)	10	1,087 (1,070)				
人文学部	人文学科	4	185	—	740	学士(文学)	平成28年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1	平成28年度より学生募集停止(人文学部：人文社会学科)
	人文社会学科	4	0	—	0	学士(文学)	平成5年度 第1年次		
教育学部	学校教育教員養成課程	4	180	—	720	学士(教育学)	平成10年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1	
経済学部	経済学科	4	130	—	520	学士(経済学)	昭和24年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1	平成27年度より学生募集停止(経済学部：国際経済学科、経済法学科)
	経営学科	4	165	—	660	学士(経済学)	昭和24年度 第1年次		
	国際経済学科	4	0	—	0	学士(経済学)	昭和52年度 第1年次		
	経済法学科	4	0	—	0	学士(経済学)	昭和55年度 第1年次		
	観光政策学科	4	50	—	200	学士(経済学)	平成17年度 第1年次		
計			345	—	1,380				
理学部	数理科	4	50	—	200	学士(理学)	平成7年度 第1年次	山口県山口市吉田1677番地1	令和3年度より学生募集停止(理学部：生物・化学科)
	物理・情報科学科	4	60	—	240	学士(理学)	平成18年度 第1年次		
	化学科	4	40	—	40	学士(理学)	令和3年度 第1年次		
	生物学科	4	40	—	40	学士(理学)	令和3年度 第1年次		
	生物・化学科	4	0	—	240	学士(理学)	平成18年度 第1年次		
	地球圏システム科学科	4	30	—	120	学士(理学)	平成18年度 第1年次		
計			220	—	880	学士(理学)	平成18年度 第1年次		

新設学部等の概要	工学部			3年次					山口県宇部市常盤台 2丁目16番1号	
	機械工学科	4	90	5	370	学士(工学)	平成2年度 第1年次			
	社会建設工学科	4	80	—	320	学士(工学)	平成2年度 第1年次			
	応用化学科	4	90	—	360	学士(工学)	平成19年度 第1年次			
	電気電子工学科	4	80	5	330	学士(工学)	平成2年度 第1年次			
	知能情報工学科	4	80	10	340	学士(工学)	平成19年度 第1年次			
	感性デザイン工学科	4	55	—	220	学士(工学)	平成8年度 第1年次			
	循環環境工学科	4	55	—	220	学士(工学)	平成19年度 第1年次			
	計		530	20	2,160					
	農学部								山口県山口市吉田 1677番地1	
生物資源環境科学科	4	50	—	200	学士(農学)	平成13年度 第1年次				
生物機能科学科	4	50	—	200	学士(農学)	平成13年度 第1年次				
計		100	—	400						
共同獣医学部								山口県山口市吉田 1677番地1		
獣医学科	6	30	—	180	学士(獣医学)	平成24年度 第1年次				
国際総合科学部								山口県山口市吉田 1677番地1		
国際総合科学科	4	100	—	400	学士(学術)	平成27年度 第1年次				
計		1,917 (1,900)		2年次 10 3年次 20	7,947 (7,930)					
同一設置者内における 変更状況 (定員の移行, 名称の 変更等)		該当無し								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
		講義	演習	実験・実習	計					
	—	—科目	—科目	—科目	—科目	—単位				
教員の組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任 教員等	
	新設			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
		医学部 医学科		41 (41)	43 (43)	58 (58)	55 (55)	197 (197)	0 (0)	237 (237)
		保健学科		19 (19)	8 (8)	8 (8)	12 (12)	47 (47)	0 (0)	240 (240)
		人文学部 人文学科		21 (21)	16 (16)	4 (4)	0 (0)	41 (41)	0 (0)	108 (108)
		教育学部 学校教育教員養成課程		39 (39)	29 (29)	12 (12)	0 (0)	80 (80)	0 (0)	173 (173)
		経済学部 経済学科		17 (17)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	164 (164)
		経営学科		10 (10)	15 (15)	2 (2)	0 (0)	27 (27)	0 (0)	164 (164)
		観光政策学科		5 (5)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	12 (12)	0 (0)	167 (167)
		理学部 数理科学科		6 (6)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	12 (12)	1 (1)	99 (99)
		物理・情報科学科		8 (8)	4 (4)	4 (4)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	114 (114)
		化学科		5 (5)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	62 (62)
		生物学科		4 (4)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	69 (69)
		地球圏システム科学科		4 (4)	4 (4)	0 (0)	3 (3)	11 (11)	0 (0)	106 (106)

教 員 組 織	新 設	工学部 機械工学科	11 (11)	8 (8)	0 (0)	2 (2)	21 (21)	1 (1)	148 (148)		
		社会建設工学科	9 (9)	9 (9)	0 (0)	4 (4)	22 (22)	0 (0)	158 (158)		
		応用化学科	11 (11)	5 (5)	1 (1)	3 (3)	20 (20)	0 (0)	148 (148)		
		電気電子工学科	7 (7)	7 (7)	1 (1)	5 (5)	20 (20)	0 (0)	144 (144)		
		知能情報工学科	6 (6)	9 (9)	0 (0)	4 (4)	19 (19)	0 (0)	138 (138)		
		感性デザイン工学科	6 (6)	6 (6)	1 (1)	3 (3)	16 (16)	0 (0)	145 (145)		
		循環環境工学科	7 (7)	8 (8)	1 (1)	1 (1)	17 (17)	0 (0)	150 (150)		
		農学部 生物資源環境科学科	9 (9)	5 (5)	0 (0)	4 (4)	18 (18)	0 (0)	100 (100)		
		生物機能科学科	10 (10)	3 (3)	0 (0)	2 (2)	15 (15)	0 (0)	99 (99)		
		共同獣医学部 獣医学科	20 (20)	10 (10)	0 (0)	13 (13)	43 (43)	0 (0)	104 (104)		
		国際総合科学部 国際総合科学科	12 (12)	10 (10)	3 (3)	3 (3)	28 (28)	0 (0)	113 (113)		
		計	287 (287)	227 (227)	98 (98)	118 (118)	730 (730)	2 (2)	— (—)		
		の 概 要	既 設 分	教育・学生支援機構	4 (4)	5 (5)	2 (2)	7 (7)	18 (18)	0 (0)	88 (88)
				大学研究推進機構	12 (12)	6 (6)	0 (0)	8 (8)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
情報基盤センター	2 (2)			2 (2)	2 (2)	1 (1)	7 (7)	0 (0)	0 (0)		
埋蔵文化財資料館	0 (0)			0 (0)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)		
地域未来創生センター	2 (2)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)		
教職センター	1 (1)			0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)		
情報・データ科学教育センター	0 (0)			1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)		
時間学研究所	2 (2)			1 (1)	2 (2)	1 (1)	6 (6)	0 (0)	17 (17)		
計	— (—)			— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		
合計	310 (310)			242 (242)	104 (104)	137 (137)	793 (793)	2 (2)	— (—)		
教員以外の職員 の概要	職 種	専 任	兼 任	計							
	事 務 職 員	392 (392)	467 (467)	859 (859)							
	技 術 職 員	1,194 (1,194)	193 (193)	1,387 (1,387)							
	図 書 館 専 門 職 員	9 (9)	0 (0)	9 (9)							
	そ の 他 の 職 員	94 (94)	116 (116)	210 (210)							
計	1,689 (1,689)	776 (776)	2,465 (2,465)								
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計						
	校 舎 敷 地	387,661 m ²	0 m ²	0 m ²	387,661 m ²						
	運 動 場 用 地	127,053 m ²	0 m ²	0 m ²	127,053 m ²						
	小 計	514,714 m ²	0 m ²	0 m ²	514,714 m ²						
	そ の 他	458,019 m ²	0 m ²	0 m ²	458,019 m ²						
合 計	972,733 m ²	0 m ²	0 m ²	972,733 m ²							
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計							
	216,077 m ² (216,077 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	216,077 m ² (216,077 m ²)							

教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	114 室	705 室	900 室	5 室 (補助職員 0人)	1 室 (補助職員 0人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称		室数		大学全体				
		大学全体		793 室						
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
	大学全体	1,631,783〔461,916〕 (1,631,783〔461,916〕)	32,812〔10,153〕 (32,812〔10,153〕)	5,840〔4,360〕 (5,840〔4,360〕)	3,320 (3,320)	150 (150)	0 (0)			
	計	1,631,783〔461,916〕 (1,631,783〔461,916〕)	32,812〔10,153〕 (32,812〔10,153〕)	5,840〔4,360〕 (5,802〔4,327〕)	3,329 (3,329)	150 (150)	0 (0)			
図書館		面積		閲覧座席数		収納可能冊数				
		12,835 m ²		1,590		1,501,056				
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		6,956 m ²		陸上競技場、野球場、サッカー場 他						
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費 (運営費 交付金)
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	—	
		共同研究費等		—	—	—	—	—	—	
		図書購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	設備購入費	—	—	—	—	—	—	—		
学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
		—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円	—千円		
		学生納付金以外の維持方法の概要								
既設大学の状況	大学の名称	山口大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
	【学部】 人文学部	年	人	年次	人		倍		山口県山口市吉田1677番地1	
	人文学科	4	185	—	740	学士(文学)	1.05 1.05	平成28年度		
	教育学部								山口県山口市吉田1677番地1	
	学校教育教員養成課程	4	180	—	720	学士(教育学)	1.04 1.04	平成10年度		
	経済学部								山口県山口市吉田1677番地1	
	経済学科	4	130	—	520	学士(経済学)	—	昭和24年度		
	経営学科	4	165	—	660	学士(経済学)	—	昭和24年度		
	観光政策学科	4	50	—	200	学士(経済学)	—	平成17年度		
	理学部								山口県山口市吉田1677番地1	
数理科学科	4	50	—	200	学士(理学)	1.01 1.03	平成7年度			
物理・情報科学科	4	60	—	240	学士(理学)	1.00	平成18年度			
化学科	4	40	—	40	学士(理学)	1.00	令和3年度			
生物学科	4	40	—	40	学士(理学)	1.00	令和3年度			
生物・化学科	4	80	—	240	学士(理学)	—	平成18年度			
地球圏システム科学科	4	30	—	120	学士(理学)	1.03	平成18年度			
医学部			2年次					山口県宇部市南小串1丁目1番1号		
医学科	6	107	10	692	学士(医学)	1.00 1.00	昭和39年度			
保健学科	4	120	—	480	学士(看護学、保健学)	1.00	平成12年度			
工学部			3年次					山口県宇部市常盤台2丁目16番1号		
機械工学科	4	90	5	370	学士(工学)	1.03 1.06	平成2年度			
社会建設工学科	4	80	—	320	学士(工学)	1.01	平成2年度			

既 設 大 学	応用化学科	4	90	—	360	学士(工学)	1.01	平成19年度		
	電気電子工学科	4	80	5	330	学士(工学)	1.03	平成2年度		
	知能情報工学科	4	80	10	340	学士(工学)	1.03	平成19年度		
	感性デザイン工学科	4	55	—	220	学士(工学)	1.02	平成8年度		
	循環環境工学科	4	55	—	220	学士(工学)	1.07	平成19年度		
	農学部						1.03		山口県山口市吉田 1677番地1	
	生物資源環境科学科	4	50	—	200	学士(農学)	1.01	平成13年度		
	生物機能科学科	4	50	—	200	学士(農学)	1.04	平成13年度		
	共同獣医学部						1.06		山口県山口市吉田 1677番地1	
	獣医学科	6	30	—	180	学士(獣医学)	1.06	平成24年度		
大 学	国際総合科学部						1.04		山口県山口市吉田 1677番地1	
	国際総合科学科	4	100	—	400	学士(学術)	1.04	平成27年度		
等 の 状 況	【 大学院 】									
	人文科学研究科 人文科学専攻	2	8	—	16	修士(文学)	0.68	平成28年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	教育学研究科 学校臨床心理学専攻 教職実践高度化専攻	2 2	7 28	— —	14 56	修士(教育学) 教職修士 (専門職)	0.92 0.60	令和元年度 令和元年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	経済学研究科 経済学専攻 企業経営専攻	2 2	16 10	— —	32 20	修士(経済学) 修士(経済学)	0.62 0.90	昭和50年度 平成7年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	医学系研究科 (一貫制博士課程) 医学専攻 (博士前期課程) 保健学専攻 (博士後期課程) 保健学専攻	4 2 3	33 12 5	— — —	132 24 15	博士(医学) 修士(保健学) 博士(保健学)	0.81 1.08 0.46	平成28年度 平成17年度 平成19年度	山口県宇部市 南小串 1丁目1番1号	
	創成科学研究科 (修士課程) 山口大学・カセサート大学 国際連携農学生命科学専攻 (博士前期課程) 基盤科学系専攻 地球圏生命物質科学系専攻 機械工学系専攻 建設環境系専攻 化学系専攻 電気電子情報系専攻 農学系専攻	2 2 2 2 2 2 2	6 38 42 60 74 83 107 36	— — — — — — — — — — —	12 76 84 120 148 166 214 72	修士(農学、 生命科学) 修士(理学) 修士(理学) 修士(工学、 学術) 修士(工学、 学術) 修士(工学) 修士(農学、 生命科学)	0.33 0.91 0.93 1.00 1.00 0.81 0.86 0.92 0.89	令和2年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度 平成28年度	山口県山口市吉田 1677番地1 山口県山口市吉田 1677番地1 山口県宇部市常盤 台2丁目16番1号	

既 設 大 学 等 の 状 況	(博士後期課程) 自然科学系専攻	3	7	—	21	博士(理学、 学術)	0.76 0.61	平成28年度	山口県山口市吉田 1677番地1	※令和元年度より 学生募集停止 (連合獣医学研究科： 獣医学専攻)
	システム・デザイン工学系専攻	3	10	—	30	博士(工学、 学術)	0.93	平成28年度	山口県宇部市常盤 台2丁目16番1号	
	環境共生系専攻	3	12	—	36	博士(工学、 学術)	1.08	平成28年度		
	物質工学系専攻	3	8	—	24	博士(工学、 学術)	0.20	平成28年度		
	ライフサイエンス系専攻	3	7	—	21	博士(医工学、 生命科学、学術)	0.75	平成28年度		
	東アジア研究科 東アジア専攻	3	10	—	30	博士(学術)	1.00	平成13年度	山口県山口市吉田 1677番地1	
	技術経営研究科 技術経営専攻	2	15	—	30	技術経営修士 (専門職)	0.99	平成17年度	山口県宇部市常盤 台2丁目16番1号	
	連合獣医学研究科 獣医学専攻	4	—	—	4	博士(獣医学)	—	平成2年度	山口大学 山口県山口市吉田 1677番地1 鳥取大学 鳥取県鳥取市湖山 町南4丁目101 鹿児島大学 鹿児島県鹿児島市 郡元1丁目21番24 号	
	共同獣医学研究科 獣医学専攻	4	6	—	24	博士(獣医学)	1.70	平成30年度	山口大学 山口県山口市吉田 1677番地1 鹿児島大学 鹿児島県鹿児島市 郡元1丁目21番24 号	
	(鳥取大学大学院連合 農学研究科に参加)									
附属施設の概要	<p>名称：図書館 所在地：山口市吉田1677番地1, 宇部市南小串1丁目1番地1, 宇部市常盤台2丁目16番地1 規模等：12,926㎡ 設置年月：昭和24年5月1日 目的：本学の理念に基づいた教育研究に必要な図書館資料を収集、整理及び提供 するとともに、必要とする学術情報を提供し、主として本学の学生及び職 員の利用に供することを目的とする。</p> <p>名称：附属学校 目的：学校教育法(昭和22年法律第26号)その他関係法令に規定する教育又は保 育を施し、かつ、教育学部の教育計画に従い、教育の理論及び実践に関す る研究、実証並びに学生の教育実習の実施に当たることを目的とする。</p> <p>○教育学部附属山口小学校 所在地：山口市白石3丁目1番地1 規模等：4,517㎡ 設置年月：昭和24年5月31日</p> <p>○教育学部附属光小学校 所在地：光市室積8丁目4番地1 規模等：5,047㎡ 設置年月：昭和24年5月31日</p> <p>○教育学部附属山口中学校 所在地：山口市白石1丁目9番地1 規模等：6,011㎡ 設置年月：昭和24年5月31日</p> <p>○教育学部附属光中学校 所在地：光市室積8丁目4番地1 規模等：5,307㎡ 設置年月：昭和24年5月31日</p>									

<p>附属施設の概要</p>	<p>○教育学部附属特別支援学校 所在地：山口市吉田3003 規模等：3,539㎡ 設置年月：昭和54年4月1日</p> <p>○教育学部附属幼稚園 所在地：山口市白石3丁目1番地2 規模等：884㎡ 設置年月：昭和41年4月1日</p> <p>名称：医学部附属病院 所在地：山口県宇部市南小串1丁目1番1号 規模等：97,902㎡ 設置年月：昭和42年6月1日 目的：患者の診療を通じて、医学の教育及び研究を行うことを目的とする。</p> <p>名称：工学部附属ものづくり創成センター 所在地：宇部市常盤台2丁目16番地1 規模等：1,032㎡ 設置年月：平成15年4月1日 目的：ものづくりを通じて感性の涵養，創造性，独創性及び問題解決能力を育成するため，創成工学教育に関する教育プログラムの開発・実践を行うとともに，ものづくり基盤を推進するための技術教育を行うことを目的とする。</p> <p>名称：農学部附属農場 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：3,395㎡ 設置年月：昭和24年11月1日 目的：農学に関する実証的な研究及び学生の実験，実習に資することを目的とする。</p> <p>名称：共同獣医学部附属動物医療センター 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：2,021㎡ 設置年月：昭和28年7月1日 目的：獣医学の臨床教育及び学術研究の目的をもって動物の診療を行う。</p> <p>名称：時間学研究所 所在地：山口市吉田1677番地1 規模等：面積算出不可 設置年月：平成12年4月1日 目的：多くの学問分野の連携により時間に関する研究を総合的に行い，本学の特徴となる新たな学際領域を創造し，併せてその成果を社会に還元することを目的とする。</p>	
----------------	--	--

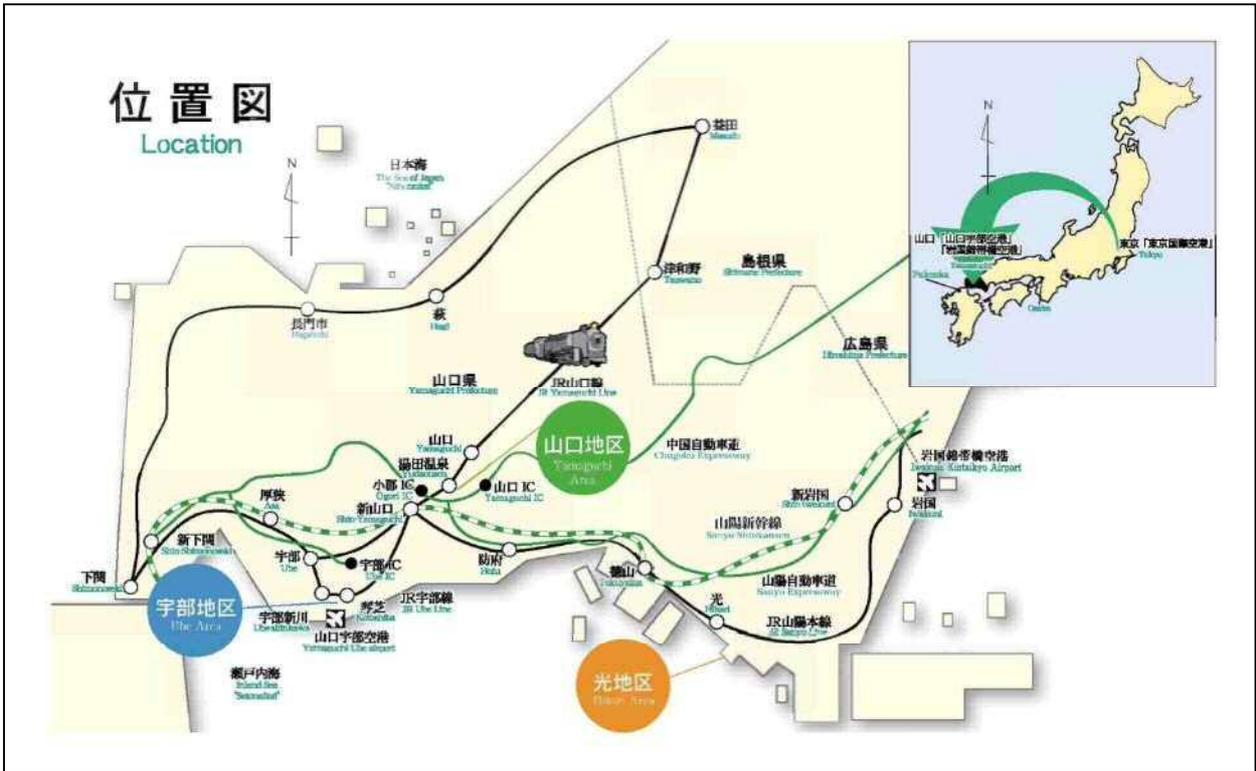
国立大学法人山口大学 収容定員変更に関わる組織の移行表

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
山口大学				山口大学				
人文学部				人文学部				
人文学科	185		740	人文学科	185		740	
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	180		720	学校教育教員養成課程	180		720	
経済学部				経済学部				
経済学科	130		520	経済学科	130		520	
経営学科	165		660	経営学科	165		660	
観光政策学科	50		200	観光政策学科	50		200	
理学部				理学部				
数理科学科	50		200	数理科学科	50		200	
物理・情報科学科	60		240	物理・情報科学科	60		240	
化学科	40		160	化学科	40		160	
生物学科	40		160	生物学科	40		160	
地球圏システム科学科	30		120	地球圏システム科学科	30		120	
医学部				医学部				
医学科	107	2年次 10	692	医学科	107	2年次 10	607	定員変更 (17)
保健学科	120		480	保健学科	120		480	
工学部				工学部				
機械工学科	90	3年次 5	370	機械工学科	90	3年次 5	370	
社会建設工学科	80		320	社会建設工学科	80		320	
応用化学科	90		360	応用化学科	90		360	
電気電子工学科	80	3年次 5	330	電気電子工学科	80	3年次 5	330	
知能情報工学科	80	3年次 10	340	知能情報工学科	80	3年次 10	340	
感性デザイン工学科	55		220	感性デザイン工学科	55		220	
循環環境工学科	55		220	循環環境工学科	55		220	
農学部				農学部				
生物資源環境科学科	50		200	生物資源環境科学科	50		200	
生物機能科学科	50		200	生物機能科学科	50		200	
共同獣医学部				共同獣医学部				
獣医学科	30		180	獣医学科	30		180	
国際総合科学部				国際総合科学部				
国際総合科学科	100		400	国際総合科学科	100		400	
計	1,917	2年次 10 3年次 20	8,032	計	1,917	2年次 10 3年次 20	7,947	

令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
山口大学大学院			
人文科学研究科			
人文科学専攻	8		16
教育学研究科			
学校臨床心理学専攻	7		14
教職実践高度化専攻	28		56
経済学研究科			
経済学専攻	16		32
企業経営専攻	10		20
医学系研究科			
(一貫制博士課程)			
医学専攻	33		132
(博士前期課程)			
保健学専攻	12		24
(博士後期課程)			
保健学専攻	5		15
創成科学研究科			
(修士課程)			
山口大学・カセサート大学			
国際連携農学生命科学専攻	6		12
(博士前期課程)			
基盤科学系専攻	38		76
地球圏生命物質科学系専攻	42		84
化学系専攻	83		166
電気電子情報系専攻	107		214
機械工学系専攻	60		120
建設環境系専攻	74		148
農学系専攻	36		72
(博士後期課程)			
自然科学系専攻	7		21
物質工学系専攻	8		24
システム・デザイン工学系専攻	10		30
環境共生系専攻	12		36
ライフサイエンス系専攻	7		21
東アジア研究科			
東アジア専攻	10		30
技術経営研究科			
技術経営専攻	15		30
連合獣医学研究科			
獣医学専攻	0		4
共同獣医学研究科			
獣医学専攻	6		24
計	640	-	1,421

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
山口大学大学院				
人文科学研究科				
人文科学専攻	8		16	
教育学研究科				
学校臨床心理学専攻	7		14	
教職実践高度化専攻	28		56	
経済学研究科				
経済学専攻	16		32	
企業経営専攻	10		20	
医学系研究科				
(一貫制博士課程)				
医学専攻	33		132	
(博士前期課程)				
保健学専攻	12		24	
(博士後期課程)				
保健学専攻	5		15	
創成科学研究科				
(修士課程)				
山口大学・カセサート大学				
国際連携農学生命科学専攻	6		12	
(博士前期課程)				
基盤科学系専攻	38		76	
地球圏生命物質科学系専攻	42		84	
化学系専攻	83		166	
電気電子情報系専攻	107		214	
機械工学系専攻	60		120	
建設環境系専攻	74		148	
農学系専攻	36		72	
(博士後期課程)				
自然科学系専攻	7		21	
物質工学系専攻	8		24	
システム・デザイン工学系専攻	10		30	
環境共生系専攻	12		36	
ライフサイエンス系専攻	7		21	
東アジア研究科				
東アジア専攻	10		30	
技術経営研究科				
技術経営専攻	15		30	
連合獣医学研究科				
獣医学専攻	0		0	
共同獣医学研究科				
獣医学専攻	6		24	
計	640	-	1,417	

(1) 山口県内における位置関係の図面



山口地区	(吉田キャンパス) 事務局, 人文学部, 教育学部, 経済学部, 理学部, 農学部, 共同獣医学部, 国際総合科学部
	(教育学部附属幼稚園, 教育学部附属山口小学校, 教育学部附属山口中学校)

宇部地区	(小串キャンパス) 医学部・医学部附属病院
	(常盤キャンパス) 工学部

光地区	(教育学部附属光小学校, 教育学部附属光中学校)
-----	--------------------------

【学内定期バス】
 吉田キャンパス, 小串キャンパス, 常盤キャンパス間は, 学内定期バスを運行している。
 学内定期バスは, 本学学則に定める休業日を除く月曜日から金曜日に, 吉田キャンパス～常盤キャンパス～小串キャンパス間を, 一日に4往復している。

(2) 最寄り駅からの距離，交通機関及び所要時間がわかる図面

山口地区 Yamaguchi Area

- 事務局 Administration Bureau
- 人文学部 Faculty of Humanities
- 教育学部 Faculty of Education
- 経済学部 Faculty of Economics
- 理学部 Faculty of Science
- 農学部 Faculty of Agriculture
- 共同獣医学部 Joint Faculty of Veterinary Medicine
- 国際総合科学部 Faculty of Global and Science Studies
吉田キャンパス/山口市吉田 1677-1
Yoshida Campus / 1677-1 Yoshida, Yamaguchi-shi, Yamaguchi
- 教育学部附属特別支援学校 山口市吉田 3003
School for Children with Special Needs Affiliated with the Faculty of Education / 3003 Yoshida, Yamaguchi-shi, Yamaguchi
- 教育学部附属山口小学校 山口市白石3丁目1-1
Yamaguchi Elementary School Affiliated with the Faculty of Education / 1-1 Shiraishi 3-chome, Yamaguchi-shi, Yamaguchi
- 教育学部附属幼稚園 山口市白石3丁目1-2
Kindergarten Affiliated with the Faculty of Education / 1-2 Shiraishi 3-chome, Yamaguchi-shi, Yamaguchi
- 教育学部附属山口中学校 山口市白石1丁目9-1
Yamaguchi Junior High School Affiliated with the Faculty of Education / 9-1 Shiraishi 1-chome, Yamaguchi-shi, Yamaguchi

山口宇部空港
Yamaguchi Ube Airport

JR新山口駅
JR Shin-Yamaguchi Stn.

JR湯田温泉駅
JR Yudaonsen Stn.

JR山口駅
JR Yamaguchi Stn.

吉田キャンパス
Yoshida Campus
教育学部附属特別支援学校
School for Children with Special Needs

宇部市営バス
Ube City Bus

JR山口線
「湯田温泉駅」下車。
Take the JR Yamaguchi Line to Yudaonsen Station.

【吉田キャンパス To Yoshida Campus】
防長バス「山口大学前」下車。
Take the Bocho Bus Hirakawa Area Line to "Yamaguchi Daigaku Mae".

徒歩約25分
About 25 min by foot.

JR山口線「山口駅」下車。
Take the JR Yamaguchi Line to Yamaguchi Station.

【附属特別支援学校 To School for Children with Special Needs】
防長バス「神郷」下車。
Take the Bocho Bus Hirakawa Area Line to "Jingou".

【教育学部附属山口小学校・幼稚園
To Yamaguchi Elementary School and Kindergarten】
徒歩約20分
About 20 min by foot.

徒歩約17分
About 17 min by foot.

教育学部附属
山口小学校
Yamaguchi Elementary School and Kindergarten

教育学部附属
山口中学校
Yamaguchi Junior High School

宇部地区 Ube Area

医学部 Faculty of Medicine and Health Sciences

附属病院 University Hospital

小串キャンパス / 宇部市南小串1丁目1番1号
Kogushi Campus / 1-1 Minami-Kogushi 1-chome, Ube-shi, Yamaguchi

工学部 Faculty of Engineering

常盤キャンパス / 宇部市常盤台2丁目16番1号
Tokiwa Campus / 16-1 Tokiwadai 2-chome, Ube-shi, Yamaguchi



JR新山口駅
JR Shin-Yamaguchi Sta.

【小串キャンパスまで】 To Kogushi Campus

JR宇部線「宇部新川駅」下車。徒歩10分。

Take the JR Ube Line (bound for Ube) to Ube-Shinkawa Station, then walk 10 min.  

宇部市営バス宇部新川行き「宇部中央」下車。徒歩10分。

Take the Ube City Bus (bound for Ube-Shinkawa) to "Ube Chuo", then walk 10 min.  

【常盤キャンパスまで】 To Tokiwa Campus

JR宇部線「宇部新川駅」または「琴芝駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。

Take the JR Ube Line (bound for Ube) to Ube-Shinkawa Station or Kotoshiba Station, transfer to the Ube City Bus Hiraki Line or Hagiwara Line via Sangudori, bound for Hirakidai to "Kougakubu Mae", then walk 3 min.  

宇部市営バス宇部新川行き「宇部新川駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。

Take the Ube City Bus (bound for Ube-Shinkawa) to "Ube Shinkawa Eki", transfer to the Ube City Bus Hiraki Line or Hagiwara Line (via Kotoshiba or Sangudori, bound for Hirakidai) to "Kougakubu Mae", then walk 3 min.  

山口宇部空港
Yamaguchi Ube Airport

【小串キャンパスまで】 To Kogushi Campus

宇部市営バス「宇部中央」下車。徒歩10分。  

Take the Ube City bus to "Ube Chuo" (about 15 min), then walk 10 min.

車またはタクシーで15分 

About 15 min by car or taxi.

【常盤キャンパスまで】 To Tokiwa Campus

宇部市営バス「宇部新川駅」下車。バス開線・萩原(開)循環線、ひらき台行き「工学部前」下車。徒歩3分。  

Take the Ube City Bus Airport Line to "Ube-Shinkawa Eki", transfer to the Ube City Bus Hiraki Line or Hagiwara Line (via Kotoshiba or Sangudori, bound for Hirakidai) to "Kougakubu Mae", then walk 3 min.

車で10分 

About 10 min by car or taxi.

小串キャンパス
Kogushi Campus
医学部附属病院
University Hospital
常盤キャンパス
Tokiwa Campus

光地区 Hikari Area

教育学部附属光小学校

Hikari Elementary School Affiliated with the Faculty of Education

教育学部附属光中学校

Hikari Junior High School Affiliated with the Faculty of Education

光市室積8丁目4-1

8-4-1 Murozumi Hikari-shi Yamaguchi



JR新山口駅
JR Shin-Yamaguchi Sta.

新山口駅からJR山陽本線「光駅」下車。
Take the JR Sanyo Line and get off at Hikari Station.

岩国錦帯橋空港
Iwakuni Kinokawa Airport

高速・連絡バス岩国駅前行き「岩国駅前」下車。
Take the bus and get off at "Iwakuni Eki Mae".

JR岩国駅
JR Iwakuni Sta.

JR山陽本線「岩国駅」から「光駅」下車。
Take the JR Sanyo Line and get off at Hikari Station.

JR光駅
JR Hikari Sta.

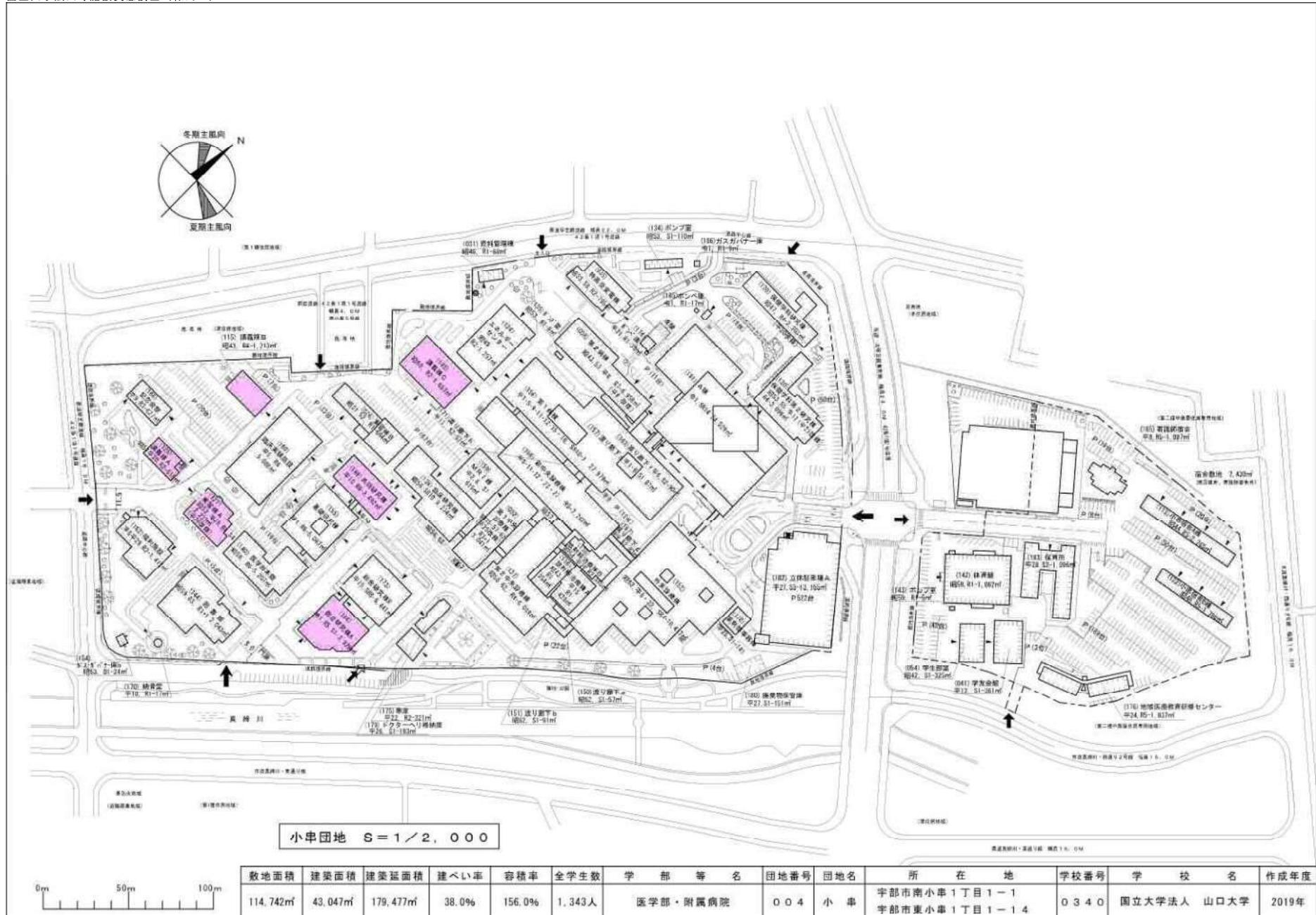
JRバス「公園口」下車。
Take the JR bus and get off at "Kouguchi".
車またはタクシーで15分。
About 15 min by car or taxi.

教育学部附属光小学校
Hikari Elementary School
教育学部附属光中学校
Hikari Junior High School
教育学部附属光小学校
Affiliated with the Faculty of Education
教育学部附属光中学校
Affiliated with the Faculty of Education

(3) 校舎, 運動場等の配置図 (小串キャンパス)

国立大学法人等施設実態調査 (様式 2)

配置図



○国立大学法人山口大学学則（案）

（平成16年4月1日規則第1号）

改正	平成17年3月8日規則第7号	平成17年11月24日規則第12号	平成18年3月23日規則第3号
	平成18年9月21日規則第139号	平成18年12月21日規則第55号	平成19年3月15日規則第37号
	平成20年3月28日規則第76号	平成21年3月25日規則第30号	平成21年11月25日規則第78号
	平成22年3月12日規則第20号	平成22年4月26日規則第62号	平成23年3月11日規則第18号
	平成24年3月15日規則第38号	平成24年9月26日規則第152号	平成25年3月26日規則第16号
	平成26年3月25日規則第43号	平成26年12月17日規則第137号	平成27年3月24日規則第15号
	平成27年12月9日規則第276号	平成28年3月8日規則第28号	平成28年9月27日規則第181号
	平成29年3月29日規則第32号	平成30年3月23日規則第13号	平成31年1月28日規則第4号
	平成31年2月20日規則第12号	平成31年4月25日規則第93号	令和2年2月19日規則第4号
	令和2年5月26日規則第106号	令和2年9月11日規則第129号	令和2年12月17日規則第143号
	令和3年2月18日規則第5号		

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 組織及び運営

第1節 構成（第5条－第14条の2）

第2節 運営組織（第15条－第22条）

第3節 職員組織（第23条・第24条）

第3章 学生通則

第1節 修業年限，学年，学期，在学期間及び休業日（第25条－第29条）

第2節 教育課程，授業科目，履修方法及び単位（第30条－第38条）

第3節 卒業の要件（第39条）

第4節 学生定員（第40条）

- 第 5 節 入学，転学，留学，退学，休学，復学及び卒業(第 41 条－第 56 条)
 - 第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得(第 57 条)
 - 第 7 節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生(第 58 条・第 59 条)
 - 第 8 節 外国人留学生(第 60 条)
 - 第 9 節 特別の課程(第 60 条の 2)
 - 第 10 節 授業料，検定料及び入学料(第 61 条)
 - 第 11 節 賞罰(第 62 条・第 63 条)
 - 第 12 節 除籍(第 64 条)
 - 第 13 節 寄宿舍(第 65 条)
- 第 4 章 改正(第 66 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この学則は，国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づき設置される国立大学法人山口大学(以下「本法人」という。)の組織及び運営並びに本法人が設置する山口大学(以下「本学」という。)の組織，運営及び学生の修学上必要な事項を定める。

(本法人の業務の範囲等)

第 2 条 本法人は，次の業務を行う。

- (1) 本学を設置し，これを運営すること。
- (2) 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供を行うこと。
- (5) 本学における研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって国立大学法人法施行令(平成 15 年政令第 478 号)で定めるものを実施する者に出資すること。
- (7) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(本学の理念及び目的)

第3条 本学は、「発見し・はぐくみ・かたちにする 知の広場」を理念に、地域の基幹総合大学及び世界に開かれた教育研究機関として、たゆまぬ研究及び社会活動並びにそれらの成果に立脚した教育を実践し、地域に生き、世界に羽ばたく人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第4条 本法人は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の理念及び目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びにその結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織及び運営

第1節 構成

(事務所)

第5条 本法人の主たる事務所を山口県山口市吉田1677番地1に置く。

(学部)

第6条 本学に置く学部は、次のとおりとする。

人文学部
教育学部
経済学部
理学部
医学部
工学部
農学部
共同獣医学部
国際総合科学部

(学科及び課程)

第7条 学部に所属する学科及び課程の種類は、次のとおりとする。

人文学部	人文学科
教育学部	学校教育教員養成課程
経済学部	経済学科，経営学科，観光政策学科
理学部	数理科学科，物理・情報科学科，化学科，生物学科，地球圏システム科学科
医学部	医学科，保健学科
工学部	機械工学科，社会建設工学科，応用化学科，電気電子工学科，知能情報工学科，感性デザイン工学科，循環環境工学科
農学部	生物資源環境科学科，生物機能科学科
共同獣医学部	獣医学科

国際総合 国際総合科学科
科学部

2 各学部に関する事項は、別に定める。

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置き、次の研究科及び課程を設ける。

人文科学研究科	修士課程
教育学研究科	修士課程，専門職学位課程
経済学研究科	修士課程
医学系研究科	博士課程
創成科学研究科	修士課程，博士課程
東アジア研究科	博士課程
技術経営研究科	専門職学位課程
共同獣医学研究科	博士課程

2 大学院及び各研究科に関する事項は、別に定める。

(研究所)

第9条 本学に、時間学研究所を置く。

2 時間学研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

第9条の2 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(機構)

第10条 本学に、次の機構及びその下部組織を置く。

教育・学生支援機構

教学マネジメント室
アドミッションセンター
教育支援センター
学生支援センター
保健管理センター
留学生センター

大学研究推進機構

産学公連携・研究推進センター
先進科学・イノベーション研究センター
知的財産センター
総合科学実験センター

2 機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同利用施設)

第10条の2 本学に、次の学内共同利用施設を置く。

情報基盤センター
埋蔵文化財資料館
大学評価室
地域未来創生センター
山口学研究センター
教職センター
ダイバーシティ推進室
情報・データ科学教育センター
リサーチファシリティマネジメントセンター

2 学内共同利用施設に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第 11 条 教育学部に、次の附属学校を置く。

附属山口小学校
附属光小学校
附属山口中学校
附属光中学校
附属特別支援学校
附属幼稚園

2 附属学校に関する事項は、別に定める。

(学部附属教育研究施設)

第 12 条 学部に、次の附属教育研究施設を置く。

教育学部	附属教育実践総合センター
医学部	附属病院
工学部	附属ものづくり創成センター
農学部	附属農場
共同獣医学部	附属動物医療センター

2 学部附属教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(内部監査室)

第 13 条 本法人に、本法人の内部監査に関する業務を行うため、内部監査室を置く。

2 内部監査室に関する事項は、別に定める。

(事務局等)

第 14 条 本法人に、事務局その他の事務組織を置く。

2 事務局その他の事務組織に関する事項は、別に定める。

(総合技術部)

第 14 条の 2 本法人に、総合技術部を置く。

2 総合技術部に関する事項は、別に定める。

第2節 運営組織

(役員)

第15条 本法人に、役員として、学長及び理事6人を置く。

2 役員として、監事2人を置く。

(役員の仕事及び権限)

第16条 学長は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の定めるところにより、大学における全ての校務について、包括的な最終責任者としての権限を有するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長を補佐し、本法人の業務を掌理する。

3 監事は、本法人の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

4 理事及び監事に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第17条 本法人に、本法人における重要事項を議決するための機関として、役員会を置く。

2 役員会は、学長及び理事をもって組織する。

3 役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第18条 本法人に、本法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第19条 本法人に、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第20条 本法人に、学長の選考及び解任を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第21条 各学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

(会計規則)

第 22 条 本法人の資産，予算，決算その他会計に関する事項は，別に定める。

第 3 節 職員組織

(職員)

第 23 条 本法人に，役員以外に次の職員を置き，学長が任命する。

大学教育職員

附属学校教育職員

事務系職員

施設系技術職員

教育研究系技術職員

図書系職員

技能系職員

医療職員

看護職員

教務職員

2 本法人に，前項のほか，非常勤職員その他必要な職員を置くことができる。

3 職員の職務は，学校教育法その他法令の定めるところによる。

4 職員に関し必要な事項は，別に定める。

(副学長等)

第 24 条 本学に次の副学長等を置き，学長が任命する。

2 本学に，副学長若干名を置き，本法人の理事又は職員をもって充てる。

3 本学に，副学長補佐を置くことができる。

4 各学部に，学部長を置き，人文学部，教育学部，経済学部，共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を，理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を，医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を，工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を，農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。

5 各学部に，副学部長を置き，人文学部，教育学部，経済学部，共同獣医学部及び国際総合科学部にあっては当該学部の教授を，理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を，医学部にあっては大学院医学系研究科の教授を，工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授を，農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授をもって充てる。

- 6 学部の学科に、学科長を置くことができるものとし、その学部の教授(理学部にあっては理学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、医学部にあっては大学院医学系研究科の教授、工学部にあっては工学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授、農学部にあつては農学部の教育研究を担当する大学院創成科学研究科の教授)をもって充てる。
- 7 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に、機構長を置き、副学長をもって充てる。
- 8 教育・学生支援機構及び大学研究推進機構に、副機構長を置き、教授をもって充てる。
- 9 時間学研究所に、所長を置き、職員等をもって充てる。
- 10 第2項から第6項まで、第8項及び前項の職員に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学生通則

第1節 修業年限、学年、学期、在学期間及び休業日

(修業年限)

第25条 学部の修業年限は、次のとおりとする。

人文学部	4年
教育学部	4年
経済学部	4年
理学部	4年
医学部	6年(医学科)
	4年
工学部	4年
農学部	4年
共同獣医学部	6年
国際総合科学部	4年

- 2 学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業する学生(以下「長期履修学生」という。)となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本学科目等履修生又は第60条の2に規定する特別の課程を履修した者として一定の単位(学校教育法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を修得した者が本学に入学する場合において、

当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。

(学年)

第 26 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 27 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(在学期間)

第 28 条 在学期間は、修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科にあっては、修業年限の 2 倍を超えない範囲内で山口大学医学部規則において年次により定める在学期間を超えて在学することはできない。

(休業日)

第 29 条 学年中授業を行わない日(休業日)は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

創立記念日 6 月 1 日

春季休業 4 月 1 日から 4 月 7 日まで

夏季休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで

冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで

2 臨時の休業日は、その都度学長が、定める。

3 必要がある場合は、学長は、第 1 項の休業日を臨時に変更し、又は休業日の期間中においても、授業を課することがある。

第 2 節 教育課程、授業科目、履修方法及び単位

(教育課程の編成)

第 30 条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を第 31 条第 1 項に定める区分に従って開設し、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(共同教育課程)

第 30 条の 2 本学，学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には，他の大学が開設する授業科目を，当該学科の教育課程の一部とみなして，当該学科及び他の大学ごとにそれぞれ同一内容の教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。

（共同獣医学部の共同教育課程の編成）

第 30 条の 3 共同獣医学部の教育課程は，鹿児島大学との共同教育課程とし，本学及び鹿児島大学並びにそれぞれの共同獣医学部及び獣医学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を，第 31 条の 2 第 1 項に定める区分に従って本学及び鹿児島大学が共同で開設し，体系的に編成するものとする。

（国際総合科学部の教育課程の編成）

第 30 条の 4 国際総合科学部の教育課程は，第 30 条第 1 項の規定にかかわらず，国際総合科学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を，第 31 条の 3 第 1 項に定める区分に従って開設し，体系的に編成するものとする。

（授業科目の区分及び履修方法）

第 31 条 授業科目の区分は，次のとおりとする。

（1） 共通教育科目

- （ア） 教養コア系列
- （イ） 英語系列
- （ウ） 一般教養系列
- （エ） 専門基礎系列
- （オ） 教職基礎系列
- （カ） 教養展開系列
- （キ） 日本語系列

（2） 専門科目

2 前項に規定する各科目において開設する各授業科目及びその履修方法は，別に定める。

（共同獣医学部の授業科目の区分及び履修方法）

第 31 条の 2 共同獣医学部の授業科目の区分は，前条第 1 項の規定にかかわらず，次のとおりとする。

（1） 共通教育科目

- （ア） 一般教養教育科目
- （イ） 体育・健康科目

(ウ) 初期教育科目

(エ) 外国語科目

(2) 基礎教育科目

(3) 専門教育科目

2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は、別に定める。

3 共同獣医学部の学生が、鹿児島大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位は、本学における共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

(国際総合科学部の授業科目の区分及び履修方法)

第31条の3 国際総合科学部の授業科目の区分は、第31条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 基礎科目

(2) 科学技術リテラシー科目

(3) コア科目

(4) 展開科目

(5) コミュニケーション科目

(6) 課題解決科目

2 前項に規定する各科目において開設する授業科目及びその履修方法は、別に定める。

(授業の方法)

第31条の4 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 32 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下第 34 条及び第 59 条において同じ。)において履修した授業科目(共同教育課程における授業科目を除く。)について修得した単位を、次条第 1 項並びに第 34 条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条並びに次条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学において科目等履修生又は学校教育法第 105 条に定める特別の課程を履修した者として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 32 条及び前条第 1 項により本学において修得したとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(履修科目の登録の上限)

第 35 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録できる単位数の上限は、学部規則の定めるところによる。

2 学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業日時数)

第 36 条 授業日時数は、学部において定める。

(単位の授与)

第 37 条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には所定の単位を与える。

2 授業科目修了の単位の認定は、当該学部教授会の意見を聴いて、当該学部長が行う。

(成績評価基準等の明示等)

第 37 条の 2 授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定は、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第 38 条 各授業科目の単位は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を特に考慮する必要がある場合には、次の区分により当該各号に定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(1) 講義及び演習 15 時間から 30 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業

(2) 実験、実習及び実技 30 時間から 45 時間までの範囲で第 31 条第 2 項の別に定める時間の授業。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学部において定める時間の授業。

(3) 講義，演習，実験，実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う授業科目 その組み合わせに応じ，前項各号又は前2号に規定する基準を考慮して学部において定める時間の授業

3 前2項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，学部規則において単位数を定めることができる。

第3節 卒業の要件

(卒業の要件)

第39条 卒業の要件は，第25条に定める修業年限以上在学するとともに，所定の授業科目を履修し，単位を修得することその他の学部規則に定める要件を満たすこととする。

2 第31条の4第2項の授業の方法により修得することができる単位数は，60単位を超えないものとする。ただし，卒業の要件として各学部が定める単位数が大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)で卒業の要件として定める単位数を超える場合は，その超える単位数に60単位を加えたものを同項の授業の方法により修得することができる単位数とする。

3 在学期間に関しては，第1項に定める所定の単位を優れた成績で修得した者(医学部医学科及び共同獣医学部の学生を除く。)については，3年以上4年未満の在学で足りるものとする。

第4節 学生定員

(学生定員)

第40条 学生定員(鹿児島大学共同獣医学部を含む。)は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	入学定員	第2年次編入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
人文学部	人文学科	185			740
教育学部	学校教育教員養成課程	180			720
経済学部	経済学科	130			520
	経営学科	165			660
	観光政策学科	50			200
理学部	数理科学科	50			200
	物理・情報科学科	60			240
	化学科	40			160
	生物学科	40			160

	地球圏システム科学科	30			120
医学部	医学科	90	10		590
	保健学科				
	看護学専攻	80			320
	検査技術科学専攻	40			160
工学部	機械工学科	90		5	370
	社会建設工学科	80			320
	応用化学科	90			360
	電気電子工学科	80		5	330
	知能情報工学科	80		10	340
	感性デザイン工学科	55			220
	循環環境工学科	55			220
農学部	生物資源環境科学科	50			200
	生物機能科学科	50			200
共同獣医学部	獣医学科	30			180
	(鹿児島大学共同獣医学部獣医学科)	(30)			(180)
	〈計〉	〈60〉			〈360〉
国際総合科学部	国際総合科学科	100			400
計		1,900	10	20	7,930

備考 (1) 本表中編入学とは転入学を含むものとする。

(2) ()で記載するものは、鹿児島大学共同獣医学部獣医学科の入学定員及び収容定員を示す。

(3) 〈 〉で記載するものは、共同教育課程を編成する学部全体の入学定員及び収容定員を示す。

(4) 計欄の数字には、鹿児島大学共同獣医学部獣医学科の入学定員及び収容定員は含まない。

第5節 入学、転学、留学、退学、休学、復学及び卒業

(入学の時期)

第41条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第42条 学部に入學することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
 - (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
 - (8) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により他の大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部に入学することができる。
- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
 - (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
 - (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
 - (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者

(6) 文部科学大臣が指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第4条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17歳に達したもの
(入学者の選考)

第43条 学長は、入学志願者に対して学力試験等を行い、当該学部教授会の意見を聴いて、合格者を決定する。

2 入学者の選考に関する事項は、別に定める。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得して退学した者

(3) 短期大学を卒業した者(学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までの規定により、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を含む。)

(4) 高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

(5) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たしたものを修了した者

(6) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

(7) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(転入学等)

第45条 他の大学の学生、外国の大学の学生若しくは我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で本学に転入学を志願する者又は他の学部から転学部を志願する者があるときは、選考の上、これを許可することがある。

2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。

(再入学)

第 46 条 本学を第 49 条の規定により退学した者又は第 64 条第 1 項第 1 号の規定により除籍された者が、当該退学又は除籍後 2 年以内に同一の学部、学科に再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。ただし、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により医学、歯学又は獣医学の博士課程への入学を認められた者にあつては、当該退学又は除籍後 2 年を超えて願い出ることができる。

(入学手続及び入学許可)

第 47 条 第 43 条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納めなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前 2 項の規定は、編入学、転入学又は再入学の者についてもこれを適用する。

(編入学者等の単位の認定)

第 48 条 編入学、転入学、再入学又は転学部を許可された者の既修得単位の認定及び在学すべき期間の決定は、当該学部教授会の意見を聴いて、当該学部長が行う。

(退学)

第 49 条 退学しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(転学)

第 50 条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする学生は、書面をもって学長に願い出てその許可を得なければならない。

(留学)

第 51 条 外国の大学で学修することを志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 25 条に定める修業年限に算入することができる。

(休学)

第 52 条 学生は、次の場合学長の許可を得て休学することができる。

(1) 疾病により 2 か月以上学修することができないとき。

(2) その他特別の理由によって学修できないとき。

2 学長は、前項各号のいずれかに該当し、学修することが適当でないと認めた場合は、当該学部教授会の意見を聴いて、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第 53 条 休学の期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、医学部医学科及び共同獣医学部にあっては 6 年を超えることができない。

(休学期間の算入)

第 54 条 休学した期間は、在学期間に算入する。ただし、修業年限には算入しない。

(復学)

第 55 条 休学している学生が復学する場合は、学長の許可を得なければならない。

(卒業の認定及び学位の授与)

第 56 条 学長は、所定の修業年限を終え、かつ、所定の教育課程を修了した者には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。ただし、共同獣医学部にあっては、鹿児島大学と連名で学位を授与するものとする。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学部名	専攻分野の名称
人文学部	文学
教育学部	教育学
経済学部	経済学
理学部	理学
医学部	医学，看護学又は保健学
工学部	工学
農学部	農学
共同獣医学部	獣医学
国際総合科学部	学術

3 学位に関する事項は、別に定める。

第 6 節 教育職員の免許状授与の所要資格の取得

(教育職員の免許)

第 57 条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第 7 節 研究生，専攻生，科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生，専攻生及び科目等履修生)

第 58 条 特定研究，特殊専門事項の研究又は 1 若しくは複数の授業科目の履修を希望する本学の学生以外の者であって，本学において相当の研究能力又は学力があると認められた者に対しては，教育研究に支障のない場合に限り，研究生，専攻生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

2 研究生，専攻生及び科目等履修生に関する事項は，別に定める。

(特別聴講学生)

第 59 条 他の大学，短期大学又は高等専門学校で，本学において授業科目の履修を志願する学生があるときは，当該他の大学，短期大学又は高等専門学校との協議に基づき，特別聴講学生として入学を許可することがある。

第 8 節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 60 条 外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は，別に定める。

第 9 節 特別の課程

(履修証明プログラム)

第 60 条の 2 本学の学生以外の者を対象に，社会の多様なニーズに応じた様々な分野の学習機会を提供するため，必要があると認められる場合には，学校教育法第 105 条に定める特別の課程(以下「履修証明プログラム」という。)を編成することができる。

2 履修証明プログラムに関する事項は，別に定める。

第 10 節 授業料，検定料及び入学料

(授業料，検定料及び入学料)

第 61 条 授業料，検定料及び入学料の額，徴収方法その他必要な事項は，別に定める。

第 11 節 賞罰

(表彰)

第 62 条 研究その他の業績の顕著な学生に対して，学長は，教育研究評議会の意見を聴いて，適当な方法をもって表彰することがある。

(懲戒)

第 63 条 本法人の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対しては、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を著しく乱した者

(3) 学生の本分に著しく反した者

第 12 節 除籍

(除籍)

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する学生は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお所定の期日までに納付しない者

(2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者又は半額免除若しくは徴収猶予が許可になった者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

(3) 第 28 条に定める在学期間を超えた者

2 学長は、前項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する学生は、当該学部教授会の意見を聴いて、除籍する。

(1) 成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく欠席が長期にわたり、修業の意思がないと認められる者

第 13 節 寄宿舍

(寄宿舍)

第 65 条 本法人に、寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する事項は、別に定める。

第 4 章 改正

(改正)

第 66 条 この学則の改正は、役員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 25 条第 2 項の規定は、平成 16 年度入学者から適用する。

3 この学則施行前に法人化される前の山口大学に在学し、この学則施行の日に本学に在学することとなる学生の教育課程及び教育職員の免許に関する廃止前の山口大

学学則(昭和40年規則第13号)の規定は、当該者が本学に在学しなくなるまでの間、なおその効力を有する。

附 則(平成17年3月8日規則第7号)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学科(夜間主コース)及び工学部電気電子工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第7条第2項の規定にかかわらず、平成17年4月1日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までの経済学部経済学科、国際経済学科、経済法学科、観光政策学科及び商業教員養成課程並びに工学部機械工学科(夜間主コース)及び電気電子工学科(夜間主コース)の収容定員並びに収容定員の計は、次のとおりとする。

学部	学科	平成17年度	平成18年度	平成19年度
経済学部	経済学科	405	390	375
	国際経済学科	235	230	225
	経済法学科	295	290	285
	観光政策学科	30	60	90
	商業教員養成課程	55	50	45
工学部	機械工学科 (夜間主コース)	30	20	10
	電気電子工学科 (夜間主コース)	30	20	10
計		8,140	8,120	8,100

附 則(平成17年11月24日規則第112号)

この学則は、平成17年12月1日から施行し、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第5条の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成18年3月23日規則第33号)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)は、この学則による改正後

の国立大学法人山口大学学則第7条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの理学部の各学科(数理学科を除く。)並びに工学部社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)並びに計の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
理学部	自然情報科学科	300	200	100
	化学・地球科学科	210	140	70
	物理・情報科学科	60	120	180
	生物・化学科	80	160	240
	地球圏システム科学科	30	60	90
工学部	社会建設工学科(夜間主コース)	60	40	20
	知能情報システム工学科(夜間主コース)	60	40	20
計		8,080	8,020	7,960

- 4 平成18年3月31日に理学部自然情報科学科及び化学・地球科学科並びに工学部機械工学科(夜間主コース)、電気電子工学科(夜間主コース)、社会建設工学科(夜間主コース)及び知能情報システム工学科(夜間主コース)に在学し、平成18年4月1日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第57条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月21日規則第139号)

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日規則第155号)

この学則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月15日規則第37号)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に次表の左欄の学科に在学し、平成19年4月1日に引き続き同学部に在学する者は、平成19年4月1日から同表の右欄の学科に在学するものとする。

工学部応用化学工学科	工学部応用化学科
工学部知能情報システム工学科	工学部知能情報工学科

- 3 工学部機能材料工学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第7条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 4 平成19年3月31日以前の入学者の在学期間は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの工学部の機械工学科(夜間主コースを除く。)、電気電子工学科(夜間主コースを除く。)、知能情報工学科(夜間主コースを含む。)、感性デザイン工学科、循環環境工学科及び機能材料工学科の収容定員並びに平成19年度及び平成20年度の計の収容定員は、次のとおりとする。

学科	平成19年度	平成20年度	平成21年度
機械工学科	350	360	365
電気電子工学科	325	330	330
知能情報工学科	310	320	330
〃(夜間主コース)	40	20	
感性デザイン工学科循	205	210	215
環環境工学科	55	110	165
機能材料工学科	235	150	75
計	8,020	7,960	/

- 6 平成19年3月31日に工学部感性デザイン工学科又は工学部機能材料工学科に在学し、平成19年4月1日以後引き続き当該学科に在学する者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第57条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月28日規則第76号)

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前の入学者の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第31条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月25日規則第30号)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成 21 年度から平成 23 年度までの教育学部学校教育教員養成課程，情報科学教育課程，健康科学教育課程及び総合文化教育課程の収容定員，平成 21 年度から平成 25 年度までの医学部医学科の収容定員並びに計の収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学科・課程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学校教育教員養成課程	430	460	490	／	／
情報科学教育課程	150	140	130	／	／
健康科学教育課程	150	140	130	／	／
総合文化教育課程	150	140	130	／	／
医学科	560	570	580	590	600
計	7,930	7,940	7,950	7,960	7,970

附 則(平成 21 年 11 月 25 日規則第 78 号)

この学則は，平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 12 日規則第 20 号)

- 1 この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度から平成 26 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学科・課程	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部医学科	579	598	617	636	655
計	7,949	7,968	7,987	8,006	8,025

附 則(平成 22 年 4 月 26 日規則第 62 号)

この学則は，平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日規則第 18 号)

- 1 この学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度から平成 27 年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学科・課程	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
-------	----------	----------	----------	----------	----------

医学部医学科	601	623	645	667	679
計	7,971	7,993	8,015	8,037	8,049

附 則(平成 24 年 3 月 15 日規則第 38 号)

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学部獣医学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の学科・年次に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。この場合において、その者の修業年限、卒業の要件、休学期間、学位の授与及び教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 25 条第 1 項、第 39 条第 3 項、第 53 条、第 56 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年度から平成 28 年度までの農学部獣医学科及び共同獣医学部獣医学科の収容定員並びに平成 24 年度から平成 27 年度までの計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
農学部獣医学科	150	120	90	60	30
共同獣医学部獣医学科 (鹿児島大学共同獣医学部獣医学科)	30 (30)	60 (60)	90 (90)	120 (120)	150 (150)
〈計〉	〈60〉	〈120〉	〈180〉	〈240〉	〈300〉
計	7,993	8,015	8,037	8,049	/

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 152 号)

この学則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日規則第 16 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。))に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 医学部医学科の第3年次編入学定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず、平成25年度に限り、なお従前の例による。
- 4 平成25年度から平成27年度までの医学部医学科の収容定員及び計の収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医学部医学科	655	677	689
計	8,025	8,047	8,059

附 則(平成26年3月25日規則第43号)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前の入学者(同年4月1日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学、再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第31条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月17日規則第137号)

この学則は、平成26年12月17日から施行する。

附 則(平成27年3月24日規則第15号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 教育学部実践臨床教育課程、情報科学教育課程、健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学部国際経済学科、経済法学科及び商業教員養成課程は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第7条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該課程又は学科に在学する者が当該課程又は学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において、その者の学位の授与及び教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第56条第2項及び別表(第57条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず、平成27年度から平成29年度までの教育学部学校教育教員養成課程、実践臨床教育課程、情報科学教育課程、健康科学教育課程及び総合文化教育課程並びに経済学

部経済学科，経営学科，国際経済学科，経済法学科，観光政策学科及び商業教員養成課程並びに国際総合科学部国際総合科学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	570	620	670
	実践臨床教育課程	60	40	20
	情報科学教育課程	90	60	30
	健康科学教育課程	90	60	30
	総合文化教育課程	90	60	30
経済学部	経済学科	400	440	480
	経営学科	555	590	625
	国際経済学科	165	110	55
	経済法学科	210	140	70
	観光政策学科	140	160	180
	商業教員養成課程	30	20	10
国際総合科学部	国際総合科学科	100	200	300

附 則(平成 27 年 12 月 9 日規則第 276 号)

この学則は，平成 27 年 12 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 8 日規則第 28 号)

- この学則は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 人文学部人文社会学科及び言語文化学科は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず，平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において，その者の教育職員の免許は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 57 条第 2 項及び別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず，平成 28 年度から平成 30 年度までの人文学部人文社会学科，言語文化学科及び人文学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人文学部	人文社会学科	285	190	95
	言語文化学科	270	180	90
	人文学科	185	370	555

附 則(平成 28 年 9 月 27 日規則第 181 号)

この規則は，平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日規則第 32 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」, 「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」, 「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加」並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 及び令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員の増加」に基づく平成 30 年度から令和 9 年度までの医学部医学科の入学定員及び収容定員, 平成 30 年度の医学部保健学科の収容定員並びに平成 30 年度から令和 9 年度までの計の入学定員及び収容定員は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科・課程	定員	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
医学部医学科	入学定員	107	107	107	107	107
	収容定員	692	692	692	692	692
医学部保健学科 看護学専攻 検査技術科学専攻	収容定員	330 165	/	/	/	/
	計	入学定員	1,917	1,917	1,917	1,917
	収容定員	8,047	8,032	8,032	8,032	8,032

学科・課程	定員	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
医学部医学科	入学定員	90	90	90	90	90
	収容定員	675	658	641	624	607
医学部保健学科 看護学専攻 検査技術科学専攻	収容定員	/	/	/	/	/
	計	入学定員	1,900	1,900	1,900	1,900
	収容定員	8,015	7,998	7,981	7,964	7,947

附 則(平成 31 年 1 月 28 日規則第 4 号)

この学則は、平成 31 年 1 月 28 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 20 日規則第 12 号)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 25 日規則第 93 号)

この学則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 2 月 19 日規則第 4 号)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 26 日規則第 106 号)

この学則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 11 日規則第 129 号)

この学則は、令和 2 年 9 月 11 日から施行する。

附 則(令和 2 年 12 月 17 日規則第 143 号)

この学則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日規則第 5 号)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日以前の入学者(同年 4 月 1 日以降にその者と同一の年次(その者が留年することなく進級した場合の年次に限る。)に編入学，再入学又は転入学する者を含む。)の共通教育科目は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 31 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 理学部生物・化学科は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 7 条の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとする。この場合において、その者の教育職員の免許は、この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則別表(第 57 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第 40 条の規定にかかわらず、令和 3 年度から令和 5 年度までの理学部生物・化学科，化学科及び生物学科の収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科・課程	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
理学部	生物・化学科	240	160	80
	化学科	40	80	120
	生物学科	40	80	120

附 則(令和 年 月 日規則第 号)

この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 57 条関係)

学部	学科・課程	取得できる免許状	
		種類	教科
人文学部	人文学科	中学校教諭一種免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，英語
教育学部	学校教育 教員養成 課程	小学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，英語
		特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者，肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域)	
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
理学部	数理科学科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	物理・情報科学科	中学校教諭一種免許状	理科

		高等学校教諭一種免許状	理科，情報
化学科		中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
生物学科		中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
地球圏システム科学科		中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	社会建設工学科		
	応用化学科		
	電気電子工学科		
	循環環境工学科		
	知能情報工学科	高等学校教諭一種免許状	
農学部	生物資源環境科学科	高等学校教諭一種免許状	農業

国立大学法人山口大学学則の一部を改正する学則の一部改正について（案）

改正理由

このたびの国立大学法人山口大学学則の一部を改正する学則の一部改正は、医学部の入学定員の増加に伴い、経過措置として規定する令和４年度から令和９年度までの学生定員を改めることによるものである。

学則変更（案）新旧対照表

学則（新）					学則（旧）				
（学生定員） 第 40 条 学生定員（鹿児島大学共同獣医学部を含む。） は、次のとおりとする。					（学生定員） 第 40 条 学生定員（鹿児島大学共同獣医学部を含む。） は、次のとおりとする。				
学部	学科・課程	入学定員	第 2 年次編入学定員	収容定員	学部	学科・課程	入学定員	第 2 年次編入学定員	収容定員
医学部	医学科	90	10	590	医学部	医学科	90	10	590
（略）					（略）				
附 則（平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号） 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」, 「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の 医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」, 「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地域の 医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員の増加」並びに「 <u>経済財政運営と改革の基本方針 2018 及び令 和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持を踏まえた地 域の医師確保等の観点からの令和 4 年度医学部入学定員 の増加</u> 」に基づく平成 30 年度から令和 9 年度までの医学					附 則（平成 30 年 3 月 23 日規則第 13 号） 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 2 「経済財政改革の基本方針 2009 における地域の医師確保等の観点からの平成 22 年度医学部入学定員増」, 「新成長戦略における地域の医師確保等の観点からの平成 23 年度医学部入学定員増」及び「新成長戦略における地域の 医師確保等の観点からの平成 30 年度医学部入学定員増」 <u>並びに「経済財政運営と改革の基本方針 2018 における地 域の医師確保等の観点からの令和 2 年度医学部入学定員 の増加」に基づく平成 30 年度から令和 8 年度までの医学 部医学科の入学定員及び収容定員、平成 30 年度の医学部 保健学科の収容定員並びに平成 30 年度から令和 8 年度ま での計の入学定員及び収容定員は、この学則による改正</u>				

部医学科の入学定員及び収容定員，平成30年度の医学部保健学科の収容定員並びに平成30年度から令和9年度までの計の入学定員及び収容定員は，この学則による改正後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

学科・課程	定員	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医学部医学科	入学定員	107	107	107
	収容定員	692	692	692
医学部保健学科 看護学専攻 検査技術科学専攻	収容定員	330		
		165		
計	入学定員	1,917	1,917	1,917
	収容定員	8,047	8,032	8,032

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
107	<u>107</u>	90	90	90	90
692	<u>692</u>	<u>675</u>	<u>658</u>	<u>641</u>	<u>624</u>
1,917	<u>1,917</u>	1,900	1,900	1,900	1,900
8,032	<u>8,032</u>	<u>8,015</u>	<u>7,998</u>	<u>7,981</u>	<u>7,964</u>

後の国立大学法人山口大学学則第40条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

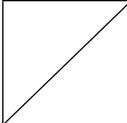
学科・課程	定員	平成30年度	令和元年度	令和2年度
医学部医学科	入学定員	107	107	107
	収容定員	692	692	692
医学部保健学科 看護学専攻 検査技術科学専攻	収容定員	330		
		165		
計	入学定員	1,917	1,917	1,917
	収容定員	8,047	8,032	8,032

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
107	<u>90</u>	90	90	90	90
692	<u>675</u>	<u>658</u>	<u>641</u>	<u>624</u>	<u>607</u>
1,917	<u>1,900</u>	1,900	1,900	1,900	1,900
8,032	<u>8,015</u>	<u>7,998</u>	<u>7,981</u>	<u>7,964</u>	<u>7,947</u>

令和9年度

90

607



1,900

7,947

附 則(令和 年 月 日規則第 号)
この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(新規)

学則の変更の趣旨等を記載した書類

【学則変更（収容定員変更）の内容】

山口大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員（編入学定員を除く。）については、平成 21 年度に「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増により 90 名となった。加えて、「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を実施し、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき令和元年度までの期限を付した 9 名（地域医療再生枠 8 名，研究医養成枠 1 名）の臨時定員増を実施した。さらに平成 23 年度に「新成長戦略」に基づき令和元年度までの期限を付した 3 名（地域医療再生枠 2 名，研究医養成枠 1 名）の臨時定員増を実施した。このうち、「緊急医師確保対策」に基づく平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増については、平成 30 年度に令和元年度までの期限を付した再度の入学定員増を実施した。その後、令和元年度に令和 3 年度までの期限を付した 17 名（地域医療再生枠 10 名，研究医養成枠 2 名）の臨時定員増を実施した。

上述の令和 3 年度を期限とする 17 名の臨時の入学定員について、令和 4 年度限りの期限を付した再度の入学定員増を行い、再度の入学定員増を行わない場合の 90 名から 107 名に変更する。これに併せて、収容定員についても令和 4 年度限りの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わない場合の 590 名から 607 名に変更する。

【学則変更（収容定員変更）の必要性】

山口県の「医師偏在指標」（表 1）は、全国平均（239.8）と比較して 23.6 下回っており、保健医療圏毎で比較しても、宇部・小野田保健医療圏以外は全国平均を下回っている。また、「35 歳未満の医師数の推移及び 45 歳未満の医師数の推移」（図 1）は、平成 10 年を 100%とすると平成 30 年には、45 歳未満の医師数が 70.5%、35 歳未満の医師数が 70.0% にまで大幅に減少しており、若い医師の減少が顕著となっている。

山口県が作成した「山口県医師確保計画」（令和 2 年 3 月）においても、平成 28 年厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」による山口県の医師の平均年齢は、52.5 歳と福島県と並び、全国一高い状況（全国平均 49.6 歳）にあることが指摘されており、地域医療を担う若い医師の育成は喫緊の課題となっていることから、入学定員を増加し、山口県の地域医療を支える医師の育成を推進する必要がある。

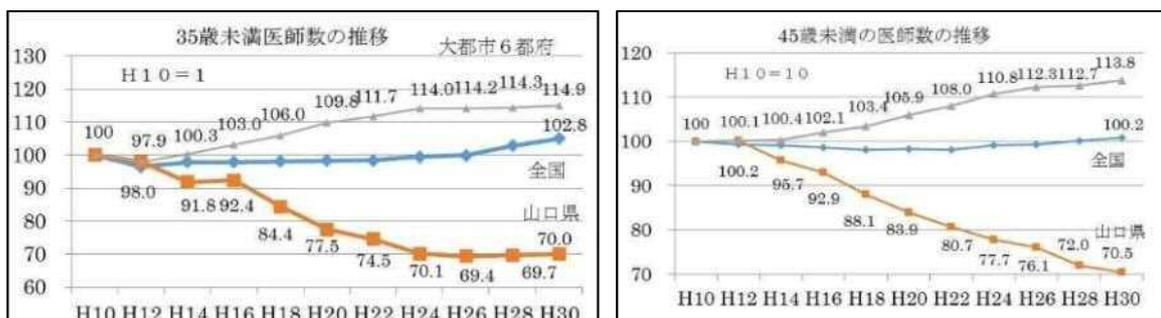
また、同時に、社会的要請の強い分野（法医学等）における研究医の養成を図るため、他大学との連携により教育研究資源を結集して、学部・大学院教育を一貫して見通したプログラムを設定するなどの取り組みを継続して行う必要がある。

（表 1）医師偏在指標

	全国	山口県	岩国	柳井	周南	山口・防府	宇部・小野田	下関	長門	萩
医師偏在指標	239.8	216.2	204.6	138.4	177.5	198.9	321.8	222.6	135.7	160.1

（出典：山口県ホームページ「山口県医師確保計画」（令和 2 年 3 月））

(図1) 35歳未満の医師数の推移及び45歳未満の医師数の推移



(出典：山口県ホームページ「やまぐちドクターネット」)

【学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容】

現状のカリキュラムの骨子は、医学教育モデル・コア・カリキュラム及び医学・医療の進歩に忠実かつ迅速に即したものであり、共用試験（CBT, OSCE）、臨床実習、医師国家試験及び卒後臨床研修に対応した授業内容になっている。また、授業のコース・ユニットの再編により、新しい医学教育（テュートリアル、クリニカル・クラークシップ）や、特徴ある教育（自己開発コース、修学論文テュートリアル）などを取り入れている。なお、先進的な電子シラバスをはじめとして、学生の自発的学習態度を育む IT 活用の教育を実施している。

地域医療に対する取り組みとして、高齢者施設における早期体験実習、県内実習病院やクリニックでのクリニカル・クラークシップによる臨床実習、地域医療実習、山口県医師会と協働の県内研修病院短期見学実習、山口県医師修学資金受給者の県知事訪問と県内病院見学など様々な取り組みを実施している。

これらのカリキュラムや地域医療に対する取り組みを今後も継続して実施する。

地域医療に対する取り組みを以下に示す。

〔高齢者施設における早期体験実習〕（1年次必修）

本実習を通じて、山口県の保健医療福祉の実態を把握するとともに、医師の地域における役割について学ぶことができる。

〔社会医学課題実習〕（3年次必修）

地域の保健・医療、生活環境、労働衛生が抱える問題点を、グループワークにより、山口県内の中山間地域を中心とした現地調査や文献調査等により学ぶことができる。

〔プレ臨床実習テュートリアル〕（4年次必修）

「プレ臨床実習テュートリアル」の中で、山口県の臨床研修指定病院訪問実習を行っている。山口県の臨床研修指定病院の現状を早い時期から知るとともに、自己のキャリア形成の参考にすることができる。

[臨床系特別専門講義] (5年次必修)

クリニカル・クラークシップ開始前の導入とし、各診療科に対する理解を深めるとともに、将来目指すべきロールモデルを見出すことを目的とし、各領域におけるキャリアパスの説明並びに卒後臨床研修プログラムについて研修医によるパネルディスカッションを行っている。

[臨床実習 (地域医療実習を含む)] (4～6年次必修)

「臨床実習」において、山口県内の病院やクリニックでの実習を選択することを可能とし、大学病院とは違った観点から地域医療について学ぶことができる。また、平成25年度から「地域医療実習」を開始し、6年次に地域のクリニック等における5日間程度の診療参加型臨床実習において、将来の専門領域に関わらず、全ての医師が身に付けておくべきプライマリ・ケアに関する基本的教育を行っている。

[山口県内研修病院短期見学実習] (1～3年次希望者対象)

長期休暇中に希望者を対象に、医学の基礎と臨床をつなげる場の一つとして、山口県医師会と協働し、山口県内の病院において1～3日間の実習を行っている。診療科単位での短期見学研修の機会を設け、低学年次から山口県の医療の諸問題について考えることができる。

また、研究医養成のための取組としては、平成7年度に「自己開発コース」を学部3年次に開設し、各研究室等の実践的な研究活動やボランティア活動に参加して、活動の具体的な方法を学び、研究者や社会人と交わることで、学生の学問的・人間的成長を図ってきたが、これを軸に、平成14年度には、全員がその活動成果をチューターの指導のもとプレゼンテーションし、最終的に論文としてまとめる「修学論文テュートリアルコース」を開設した(「高度自己修学コース」)。平成22年度には、選択科目として「Open Science Club」を2～3年次に設定し、研究室を開放して、学生が自由に出入りできるようにすることで研究活動ができる環境を整え、さらに「自己開発コース」の履修以降に選択科目として単位認定する「高度学術医育成コース」を設置した。本コースは、高度学術医育成特別プログラム(SCEAプログラム)と、高度学術医育成一般プログラム(AMRAプログラム)からなり、各プログラムは大学院の共通科目の先取り履修を認めるなど、学部・大学院一貫教育プログラムとなっており、学部学生を対象としたものを前期プログラム、大学院学生を対象としたものを後期プログラムとしている。

本取組により、Open Science Club→自己開発コース→修学論文テュートリアルコース→高度学術医育成コース(SCEA/AMRA)と、シームレスに研究に携わることができるようになった。

また、大学院においても、平成28年度の改組に合わせて、カリキュラムを見直し、研究倫理、知財科目、トランスレーショナルリサーチ特論科目等、研究遂行上必要な科目の必修化並びに教育の実質化を行った。

これらのカリキュラムや研究医の養成のための取組を今後も継続して実施する。

学部・大学院教育を一貫して見通した研究医養成のためのプログラムを以下に示す。

日 程	内 容	学部/大学院
準備コース履修	<ul style="list-style-type: none"> ・「Open Science Club」の履修（第2～3年次開設） 本人の希望により各研究室で研究活動できます。 ・「高度自己修学コース」の履修（第3年次開設） 自己開発コース、修学論文チュートリアルコースを履修します。 	
学部授業のほか「SCEAコース」 又は「AMRAコース」 を履修	<ul style="list-style-type: none"> ・各ユニットを履修し、原則として第4年次から卒業までに6単位修得します。（3年次の間も前倒して履修は可能であり、その場合は6.5単位修得となります。） ・大学院入試同等の外国語試験を第4～6年次在学時に受験できます。 	学部 高度学術医 育成コース （前期プロ グラム）
大学院(医学系)受験	<ul style="list-style-type: none"> ・高度学術医育成コース（前期）履修中に外国語試験に合格した場合、大学院入学試験受験の際に外国語試験を免除されます。 	
大学院(医学系) 授業履修	<ul style="list-style-type: none"> ・前期プログラムにおいて既に相当の研究指導を受けていることから、要件を満たすことで大学院を3年間で課程修了することが可能です。 ・前期プログラムにおいて大学院の「医学共通基礎科目」などを履修した者については、その授業の履修を免除します。 	大学院 高度学術医 育成コース （後期プロ グラム）
研究活動 (高度学術医)	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎医学研究医として教育研究に携わることでSCEAプログラム修了者は奨学金返還免除されます。 	

令和4年度
医学部入学定員増員計画

口大企第7号
令和3年8月25日

文部科学省高等教育局長 殿

国立大学法人山口大学
学長 岡 正朗



「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」を受けて、標記に関する資料を提出します。

<連絡先>

責任者連絡先	職名・氏名	医学部総務課企画・評価係長 佐々木貢
	TEL	0836-22-2013
	FAX	0836-22-2113
	E-mail	me266@yamaguchi-u.ac.jp

大学名	国公立
山口大学	国立

1. 現在(令和3年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
107	10	0	692



(収容定員計算用)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
(ア)入学定員	107	107	107	107	107	107	642
(イ)2年次編入学定員	10	10	10	10	10	0	50
(ウ)3年次編入学定員							0
計	117	117	117	117	117	107	692

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和4年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
90	10	0	590



(収容定員計算用)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
(ア)入学定員	90	90	90	90	90	90	540
(イ)2年次編入学定員	10	10	10	10	10	0	50
(ウ)3年次編入学定員							0
計	100	100	100	100	100	90	590
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和4年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
107	10	0	607



(収容定員計算用)

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	計
(ア)入学定員	107	90	90	90	90	90	557
(イ)2年次編入学定員	10	10	10	10	10	0	50
(ウ)3年次編入学定員							0
計	117	100	100	100	100	90	607
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 17

(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	15
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	2
(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例に伴う入学定員／編入学定員増(歯学部振替枠)	0
計	17

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	山口県	15
大学所在地以外の都道府県		
計		15

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R2地域枠定員 (※1)	R2貸与者数 (※2)	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R2とR3の貸与者数のうち多い方の数
山口県	15	18	15	15	18
					0
					0
					0
					0
計	15	18	15	15	18

(※1) 臨時定員分のみご記入ください。

(※2) 恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3) 令和4年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置

1-1. 地域枠学生の選抜

①令和2年度に実施した地域枠学生(令和3年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出く

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
(i) 学校推薦型選抜		別枠(区別型)	37	15	<p>入学者の選抜は、出願書類(調査書、推薦書、志望理由書)、大学入学共通テストの成績、小論文及び面接の結果を総合審査します。</p>	<p>① 全日程の志願者は、高等学校を令和3年3月に卒業見込みの者(令和2年4月1日から令和3年3月31日までに高等学校の卒業を認められた者を含む。)で、調査書の学習成績種別評がA又はBに属する者のうち、学習成績、人物ともに優れ、高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。</p> <p>② 地域枠の志願者は、上記①に加え、 ① 山口県内の高等学校を卒業見込みの者 ② 山口県以外の高等学校を卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する※保護者を有する者(出願時に、住民票あるいは戸籍の附票で確認します。)のいずれかに該当し、卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で臨床研修を受けた後、4年以上、山口大学医学部及び附属病院を含む県内の医療機関またはその関連施設で医学・医療の発展や地域医療に貢献することが確約できる者。 ③ 特別枠の志願者は、以下の者となります。 (1) 緊急医師確保対策枠の志願者は、 ① 山口県内の高等学校を平成31年3月以降に卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ② 山口県以外の高等学校を平成31年3月以降に卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に2年以上継続して在住する※保護者を有する者(出願時に、住民票あるいは戸籍の附票で確認します。)のいずれかに該当し、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、山口県内の医療機関等において、当該地域を含めた医療の発展に貢献することができる者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。 ③ 緊急医師確保対策枠の入学時には山口県から「山口県医師修学資金(緊急医師確保対策枠)」が貸与されます。 ④ 地域医療再生枠の志願者は、 ① 山口県内の高等学校を平成31年3月以降に卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ② 山口県以外の高等学校を平成31年3月以降に卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に2年以上継続して在住する※保護者を有する者(出願時に、住民票あるいは戸籍の附票で確認します。)のいずれかに該当し、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、山口大学医学部及び附属病院を含む山口県内の医療機関等において、医学・医療の発展や地域の医療に貢献することが確約できる者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。 地域医療再生枠の入学時には山口県から「山口県医師修学資金(地域医療再生枠)」が貸与されます。 ※保護者について、本学における保護者の定義は次のとおりとする。(学校教育法から引用)【字に對して親権を行う者(親権を行う者のない時は、未成年後見人)】</p>	H21以前	
(iii) 一般選抜地域枠(前期・後期)		別枠(区別型)	3	0	<p>(1) 入学者の選抜は、大学入学共通テストの成績、個別学力検査等(学力検査、実技検査、小論文、面接、資格・検定試験)の結果及び調査書を総合的に審査します。 (2) 2段階選抜(医学部医学科のみ実施) 医学部医学科の前期日程については、入学志願者が募集人員(55名)の7倍を超えたときに、後期日程については、入学志願者が募集人員(10名)の15倍を超えたときに、2段階選抜を実施する場合があります。なお、2段階選抜を実施する場合は、第1段階選抜を大学入学共通テストの成績により実施し、その合格者を対象に第2段階選抜(個別学力検査等)を実施します。</p>	<p>① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和3年3月卒業見込みの者 ② 通常の課程による12年の学校教育を終了した者及び令和3年3月修了見込みの者 ③ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和3年3月31日までにこれに該当する見込みの者 なお、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第7号の規定に準じ、個別の入学資格審査により出願しようとする者は、指定された期間内に本学入試課に申請してください。 また、医学部医学科の後期日程における地域枠の志願者は、上記に加え、 ① 山口県内の高等学校を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者 ② 山口県以外の高等学校を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する保護者(注)を有する者(出願時に、住民票あるいは戸籍の附票で確認します。)のいずれかに該当し、卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で臨床研修を受けた後、4年以上、山口大学医学部及び附属病院を含む県内の医療機関またはその関連施設で医学・医療の発展や地域医療に貢献することが確約できる者となります。 (注)保護者について、本学における保護者の定義は次のとおりとします。(学校教育法から引用)【字に對して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)】</p>	R2	

	(iv)その他※備考欄に詳細を記入	別枠(区別型)	3	0	<p>入学者の選抜は、出願者が提出した出願書類、学科試験、小論文試験及び面接の結果を総合して判定します。ただし、面接評価が著しく低い場合は、不合格とすることがあります。</p>	<p>全国枠の志願者は、次の各号のいずれかに該当する者となります。ただし、国内の医学部医学科を卒業した者又は在学中の者を除きます。</p> <p>(1)国内又は国外の修業年限4年以上の大学を卒業した者及び令和3年3月31日までに卒業見込みの者</p> <p>(2)国内又は国外の大学院修士課程又は博士課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>(3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和3年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>(4)学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者</p> <p>地域枠の志願者は、上記(1)～(4)のいずれかの要件に加え、山口県内の小学校、中学校又は高等学校を卒業した者で、卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で臨床研修を受けた後、4年以上、山口大学医学部及び附属病院を含む県内の医療機関またはその関連施設で、医学・医療の発展や地域医療に貢献することが確約できる者。※「地域枠」で出願した者は、「地域枠」と同時に「全国枠」としての選抜の対象となります。</p>	H21以前	学士編入学
合計			43	15				

(※1) 貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和3年度に実施する地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	選抜方法(※1)		出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
(i)学校推薦型選抜		別枠(区別型)	37	15	<p>入学者の選抜は、出願書類(調査書、推薦書、志望理由書)、大学入学共通テストの成績、小論文及び面接の結果を総合審査します。</p>	<p>(1) 全国枠の志願者は、高等学校を令和4年3月に卒業見込みの者(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに高等学校の卒業を認められた者を含む。注：顕著な学習成績が認められ、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。)</p> <p>(2) 地域枠の志願者は、上記(1)に加え、</p> <p>① 山口県内の高等学校を卒業見込みの者</p> <p>② 山口県以外の高等学校を卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する※保護者を有する者(出願時に、住民票あるいは戸籍の附属で確認します。)</p> <p>のいずれかに該当し、卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で臨床研修(2年間)を受け、修了後から12年以内に7年以上(うち4年は連続地域医療)臨床研修と合わせて合計9年)山口県内の医療機関等において、医療の発展に貢献することが確約できる者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。</p> <p>(3) 特別枠の志願者は、以下の者とする。</p> <p>① 緊急医師確保対策枠の志願者は、</p> <p>ⅰ)山口県内の高等学校を令和2年3月以降に卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者</p> <p>ⅱ)山口県以外の高等学校を令和2年3月以降に卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する※保護者を有する者(出願時に、住民票あるいは戸籍の附属で確認します。)</p> <p>のいずれかに該当し、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で臨床研修(2年間)を受け、修了後から12年以内に7年以上(うち4年は連続地域医療)臨床研修と合わせて合計9年)山口県内の医療機関等において、医療の発展に貢献することが確約できる者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。</p> <p>② 地域医療再生枠の志願者は、</p> <p>ⅰ)山口県内の高等学校を令和2年3月以降に卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者</p> <p>ⅱ)山口県以外の高等学校を令和2年3月以降に卒業した者又は令和4年3月に卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する※保護者を有する者(出願時に、住民票あるいは戸籍の附属で確認します。)</p> <p>のいずれかに該当し、学習成績、人物ともに優れ、卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で臨床研修(2年間)を受け、修了後から12年以内に7年以上(臨床研修と合わせて合計9年)、山口大学医学部及び附属病院を含む山口県内の医療機関等において、医学・医療の発展や地域の医療に貢献することが確約できる者として高等学校長が責任をもって推薦できる者で、かつ、合格した場合、入学を確約できる者。</p> <p>地域医療再生枠の入学者には、山口県から「山口県医師修学資金(地域医療再生枠)」が交付されます。</p> <p>※保護者について、本学における保護者の定義は次のとおりとする。(学校教育法から引用)【子に対して養育を行う者(養育を行う者のない時は、未成年後見人)】</p>	H21以前	

	(iii)一般選抜地域枠(前期・後期)	別枠(区別型)	3	0	(1)入学者の選抜は、大学入学共通テストの成績、個別学力検査等(学力検査、実技検査、小論文、面接、資格・検定試験)の結果及び調査書を総合的に審査します。 (2)2段階選抜(医学部医学科のみ実施) 医学部医学科の前期日程については、入学志願者が募集人員(55名)の7倍を超えたときに、後期日程については、入学志願者が募集人員(10名)の15倍を超えたときに、2段階選抜を実施する場合があります。なお、2段階選抜を実施する場合は、第1段階選抜を大学入学共通テストの成績により実施し、その合格者を対象に第2段階選抜(個別学力検査等)を実施します。	①高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者 ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和4年3月修了見込みの者 ③学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和4年3月31日までにこれに該当する見込みの者 なお、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第7号の規定に基づき、個別の入学資格審査により出願しようとする者は、指定された期間内に本学入試課に申請してください。 また、医学部医学科の後期日程における地域枠の志願者は、上記に加え、 ①山口県内の高等学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者 ②山口県以外の高等学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者のうち、出願時において山口県内に3年以上継続して在住する保護者(注を有する者(出願時に住民票あるいは戸籍の附票で確認します。))のいずれかに該当し、卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で臨床研修(2年間)を受けた後、修了後4年以上、山口大学医学部及び附属病院を含む県内の医療機関またはその関連施設で医学・医療の発展や地域医療に貢献することが確約できる者となります。 (注)保護者について、本学における保護者の定義は次のとおりとします。(学校教育法から引用) 子に対して親権を行う者(親権を行う者がないときは、未成年後見人)	R2	
	(iv)その他※備考欄に詳細を記入	別枠(区別型)	3	0	入学者の選抜は、出願者が提出した出願書類、学科試験、小論文試験及び面接の結果を総合して判定します。 ただし、面接評価が著しく低い場合は、不合格とすることがあります。	全国枠の志願者は、次の各号のいずれかに該当する者となります。ただし、国内の医学部医学科を卒業した者又は在学中の者を除きます。 (1)国内又は国外の修業年限4年以上の大学を卒業した者及び令和4年3月31日までに卒業見込みの者 (2)国内又は国外の大学院修士課程又は博士課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者 (3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者 (4)学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者 地域枠の志願者は、上記(1)～(4)のいずれかの要件に加え、山口県内の小学校、中学校又は高等学校を卒業した者で、卒業後、医師免許を取得し、直ちに山口県内の病院で臨床研修を受けた後、4年以上、山口大学医学部及び附属病院を含む県内の医療機関またはその関連施設で、医学・医療の発展や地域医療に貢献することが確約できる者。※「地域枠」で出願した者は、「地域枠」と同時に「全国枠」としての選抜の対象となります。	H21 以前	学士編入学
合計			43	15				

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1-2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和4年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次の「医学入門2」の中で、高齢者施設体験実習を行っており、3年次の「社会医学課題実習」では、地域医療を担う診療所等で実習体験を行っている。4年次から始まる「臨床実習1」では、1～2日程度、地域医療機関で実習をしている。5～6年次の「臨床実習2」のうち6年次の「地域医療実習」においては、附属病院近郊や中山間地域の病院等で、より地域に密着したプライマリ・ケア等を行っている。その他、5年次の「臨床系特別専門講義」において、キャリアパスについての説明を行っている。

(参考:記入例)

1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成19年度から地域枠による増員を開始し、県知事訪問や地域医療セミナーのほか、キャリア形成に関する個別相談等を実施してきた。令和3年度までに地域枠で417名(地域枠243名、特別枠174名。)入学しており、211名(地域枠129名、特別枠82名)の学生が卒業した。そのうち特別枠では67名、地域枠では約8割が附属病院や県内医療機関で地域医療に貢献している。

(参考:記入例)

平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■などの取組を行ってきた。令和3年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修/選択の別		講義/実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年次	医学入門2	全員	必修	必修	実習	2	H21以前
3年次	社会医学課題実習	全員	必修	必修	実習	2	H21以前
4～5年次	臨床実習1	全員	必修	必修	実習	30	H21以前
5～6年次	臨床実習2(地域医療実習含む)	全員	必修	必修	実習	10	H21以前
5年次	臨床系特別専門講義	全員	必修	必修	講義	2.5	H21以前

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修/選択の別を「選択」とご記載ください。※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1~2行程度)	開始年度
1~6年次	やまぐち地域医療セミナー	全員	山口県関連病院にある「へき地医療支援部」を中心として実行委員会を運営している。	3日	地域医療を担う医療機関等において地域医療や地域の生活環境を体験する。なお、R2は新型コロナウイルス感染防止のためオンライン開催とした。	H21以前

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和3年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
修学資金貸与者セミナー	講演会、個人面談等を通じて、貸与学生同士の交流を図るとともに地域医療実践への理解を深めるため、キャリア支援を行う。	H23
修学資金貸与学生勉強会	山口県の地域医療に関する実態把握や山口県医師修学資金貸与学生のキャリア形成をテーマとする勉強会を学生主体で行う。	H28

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。

なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
山口県	5	新入生	200,000	14,400,000	(1)大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間(6年)の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍の期間(9年(うち4年は過疎地域の病院を指定))、医師として勤務をしなければなりません。 (2)医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。(県内での臨床研修期間については、返還免除のための勤務期間として算入されます。) (3)「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	○	×		大学の関与: 推薦入試Ⅱの特別枠 (緊急医師確保対策枠)の実施
山口県	10	新入生	150,000	10,800,000	(1)大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間(6年)の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍の期間(9年)、医師として勤務をしなければなりません。 (2)医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。(県内での臨床研修期間については、返還免除のための勤務期間として算入されます。) (3)「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	○	×		大学の関与: 推薦入試Ⅱの特別枠 (地域医療再生枠)の実施

山口県	8	その他(備考欄に記入)	150,000	(1)大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍の期間、特定診療科枠又は外科枠の対象であるいずれかの診療科の医師として勤務をしなければなりません。 (2)医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。(県内での臨床研修期間については、貸付期間が5年以上の場合は2年、貸付期間が3年以上5年未満の場合は1年が返還免除のための勤務期間として算入されます。) (3)「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。	④その他(備考欄に記入)	×	○	小児科,産婦人科,麻酔科,救急科,放射線治療科,病理診断科,呼吸器内科,外科	貸与対象:1~6年生、山口大学医学部医学科推薦入試「地域枠」で入学した者のうち、県医師修学資金の貸し付けを希望する者 選抜時期:6月頃
山口県	2	その他(備考欄に記入)	150,000	(1)大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得し、臨床研修を行った後、貸付期間の2倍の期間に達するまでに、山口県医師修学資金キャリア形成プログラムの適用を受け、県が個別に指定する公的医療機関等において、貸付期間の1.5倍の期間、特定診療科枠又は外科枠の対象であるいずれかの診療科の医師として勤務をしなければなりません。 (2)医師免許取得後の臨床研修は、山口県内の臨床研修病院で行わなければなりません。(県内での臨床研修期間については、貸付期間が5年以上の場合は2年、貸付期間が3年以上5年未満の場合は1年が返還免除のための勤務期間として算入されます。) (3)「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付規則」及び「山口県医師及び歯科医師修学資金貸付要綱」に定める義務を誠実に履行しなければなりません。	④その他(備考欄に記入)	×	○	小児科,産婦人科,麻酔科,救急科,放射線治療科,病理診断科,呼吸器内科,外科	貸与対象:1~6年生、(次のいずれかに該当) 1 山口県内の高校等を卒業し、大学の医学部に在籍する学生 2 山口県外の高校等を卒業し、大学の医学部に在籍する学生で、山口県内に3年以上継続して在住する保護者を有する者 3 高等学校卒業程度認定試験に合格し、大学の医学部に在籍する学生で、山口県内に3年以上継続して在住する保護者を有する者 選抜時期:6月頃

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。(例:在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
山口県知事訪問・病院見学	医師修学資金貸与学生1年生が山口県知事訪問を行い、知事から激励や懇談を行う。その後県内の地域医療を担う医療機関の現場で見学実習を行う。なお、R2は新型コロナウイルス感染防止のため山口県知事訪問のみ実施した。	H30

中四国地区地域医療フォーラム	学生、研修生、大学担当者、山口県担当者が参加し、医師修学資金の返還事例への対応や地域枠学生の理想的な勤務先配置に対する各県の取組状況について情報交換や諸課題に対する検討ワークショップを行った。	H22
----------------	--	-----

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。(1～3行程度)

特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

県内各高校への入試説明会とあわせて進路指導担当者とも懇談を行い、その中で地域枠に関する事項を積極的にアナウンスしている。また、入学後においても、学部長等と懇談や個別面談を行い、県内及び本学の医学・医療を背負う人材としての期待を伝えている。

2. 研究医養成のための入学定員増について

増員希望人数

(1) 令和4年度研究医養成のための入学定員増について

大学が講ずる措置

※令和3年度までの取組を継続して行う場合には、必要に応じて見直しを行ったうえで、当該取組も記載すること。

1. コンソーシアムの形成

①以下をご記入ください。複数のコンソーシアムを形成している場合には、コンソーシアムごとにご記入ください。

	連携大学	取組の概要(1~3行程度)	(連携先大学が研究医枠による増員を行っている場合) 連携大学との役割分担(※1)	開始年度
No.1	鳥取大学、岡山大学、徳島大学、愛媛大学	学生同士の交流を通じ、互いの研究心を啓発することを目的に西日本医学生学術フォーラムを実施している。		H25
No.2				
No.3				

(※1)過去に研究医枠により入学定員増を実施したことがない大学のみご記入ください。過去に研究医枠による増員を行った大学については、当該欄は記入不要です。

2. 特別コース(※)の設定

(※)「特別コース」とは、学部・大学院教育を一貫して見通した研究医養成のための重点的プログラムを指します。

①特別コースの概要について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。その際、平成22年度～令和3年度に実施した取組で継続して行うもののほか、令和4年度に新たに行おうとする取組についてもご記入ください。

(選抜の時期、授業内容、特別コースに入ることにより大学院進学が促進される仕組み(MD-PhD、単位の先行履修、論文認定、キャリア支援の取組など)

高度学術医育成特別プログラム(SCEAコース)と、高度学術医育成一般プログラム(AMRAコース)からなり、学部4～6年在学時に受験が可能。大学院の共通科目の先取り履修や大学院入試の外国語試験の受験を認めるなど、学部・大学院一貫教育プログラムとなっている。また、一定要件のもと、大学院における早期修了を認めている。

(参考:記入例)

MD-PhDコースや▲年次での大学院進学を促すとともに、○年次に選抜を行い、「○○」という科目等を開講して～～を学んでいる。学部・大学院での一貫した研究を促すため、△△、□□を行っている。またキャリア支援として、～～を実施している。令和4年度からは、■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②研究医養成のための一貫した特別コースについて、以下をご記入ください。併せて、概要がわかる資料をご提出ください。

選抜の時期 (※1)		コースの名称	年次	募集定員 (※2)	大学院への進学時期 (※3)	開始年度	備考
	選抜入試						
○	特定の学年次に希望者を募集	SCEAコース・AMRAコース	4～6年次	SCEAコースは4名以上	臨床研修と並行して進学も可能	H22	
	その他(備考欄に詳細を記入)						

(※1)複数段階に分けて選抜を行っている場合には、該当する全てに○をご記入ください。

(※2)最低人数を定めている場合には、「○名以上」という形でご記入ください。

(※3)特別コースの学生の大学院進学時期について全てご記載ください。(例:5年次(MD-PhD)／卒後直後に進学／卒後、臨床研修後に進学／卒後、臨床研修と並行して進学)

③研究医養成のための選抜入試について、以下をご記入ください。

研究医養成のために特別な入試を実施しているか。

×

(「○」を選択した場合)以下をご記入するとともに、募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	募集人数		選抜方法(※1)	開始年度	備考
			うち臨時定員分			
合計		0	0			

(※1)貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。

※複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

④研究医養成のための教育内容(正規科目)について、以下をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実 習の別	単位数	開始年度
			研究医コース 学生	その他の 学生			
学部2年次	生命医科学 チュートリアル	全員	必修	必修	講義	1	H21以前
学部3年次	統合医学 チュートリアル	全員	選択必修	選択必修	講義	0.5	H21以前
学部3年次	自己開発コース	全員	必修	必修	実習	6.5(学内)/9 (学外)	H21以前
学部3年次	修学論文 チュートリアル	全員	必修	必修	実習	4	H21以前
院1～4年 次	研究者行動規 範特論	全員	必修	必修	講義	1	H28
院1～4年 次	知的財産特論	全員	必修	必修	講義	1	H28
院1～4年 次	プレゼンテー ション特論	全員	選択	選択	講義	1	H28
院1～4年 次	最先端医学研 究科目	全員	必修	必修	実習	2	H28
院1～4年 次	医学倫理学特 論	全員	必修	必修	講義	2	H28
院1～4年 次	トランスレー ショナルリサー チ特論	全員	必修	必修	講義	2	H28
院1～4年 次	トランスレー ショナルリサー チ演習	全員	必修	必修	講義	2	H28

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「研究医コース学生」「全員」のうちから選択ください。(研究医コース学生の希望者のみの場合は、対象者を「研究医コース学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。)

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑤大学の正規科目以外で、研究医養成プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1～2行程度)	開始年度
学部2～3年 次	Open Science Club	全員	2年間	学生が研究室に自由に入出りできる環境を整え、教員との絆を形成しながら研究になじむ雰囲気作りを行う。	H22

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「研究医コース学生」「全員」のうちから選択ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑥特別コースに関する取組のうち、以下の項目に関連するものについてご記入ください。なお、必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。

(項目: 専用の入試枠の設定による選抜の実施、学生が研究活動を実施するために必要となる研究費の予算措置、学生の学会発表、論文発表の機会の設定及び指導体制の構築、臨床研修により研究活動が中断されることのないようにするための配慮、研究医となった際の常勤ポストの確保、海外での研修の機会(1か月以上))

(項目)	概要(1~2行程度)	開始年度
専用の入試枠の設定による選抜の実施	主に学士編入学試験に研究医枠を設定することを検討していく。	
学生が研究活動を実施するために必要となる研究費の予算措置	研究発表のための旅費負担(一部)や自己開発コースによる海外渡航者への経済支援の実施。	H25
学生の学会発表、論文発表の機会の設定及び指導体制の構築	各地方学会や西日本医学生学術フォーラムでの発表。修学論文テュートリアルコース等での論文・発表の指導。	H21以前
臨床研修により研究活動が中断されることのないようにするための配慮	初期研修医が大学院に進学することが可能であり、過去にも実績がある。	H21以前
研究医となった際の常勤ポストの確保	JSPSの特別研究員の制度等に申請していく。また、ポストクを数名雇用できるように検討を進める。	
海外での研修の機会(1か月以上)	学部学生は自己開発コースにより、約半年間、海外での研究活動を行う機会が与えられる。	H21以前

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑦上記②~⑥以外に、研究医養成の特別コースに関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。

(令和3年度以前から継続する取組を含む)(1~2行程度)

取組の名称	取組の概要(1~2行程度)	開始年度
SMACの設置	学生が研究に係る議論を通じて、実験手技やプレゼンテーション技法等を習得する場の提供。	H24

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

⑧特別コースの履修者の確保状況について、以下をご記入ください。

	R1	R2	R3	直近3年間の平均
人数(名)	1	10	4	5

※当該年度の新規履修者のみを計上してください。

3. 奨学金の設定

①卒業後一定期間の研究医としての従事を要件とする奨学金の設定について、以下をご記入ください。
複数の奨学金を設定している場合には、それぞれについてご記入ください。

	名称	設定主体 (例:大学、 〇〇財団)	給付/貸与 の別	支給対象	募集人数	選抜の有無	支給期間 (例:大学院1~3年次(3年 間))
No.1	SCEA奨学金	山口大学医 学部後援会	貸与	特別コース生のみ	2	有	学部4~6年次 大学院1~3年次
No.2							
No.3							

(続き)

	支給額 (例:200,000)		返還免除要件	開始年度	備考
	月額	総支給額			
No.1	学部:5万円 大学院:10万 円	540万円	奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期 間中に、当該奨学金の貸与を受けた期間と同じ期 間を基礎系分野の研究医として業務に従事したと き	H22	貸与の対象を高度学術医育成一 般プログラム(AMRAプログラム) まで広げるように検討中。
No.2					
No.3					

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

(2) 研究医養成拠点として相応しい実績

①-1. 継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績について、以下をご記入ください。

(入学年度)	R1	R2	R3	直近3年間の平均
基礎・社会系大学院進学者数〔A〕	3	3	3	3
臨床系大学院進学者数〔B〕	26	26	21	24.33333333

(博士課程修了年度)	H30	R1	R2	直近3年間の平均
〔A〕の修了者数〔C〕	0	0	0	0
〔B〕のうち、基礎・社会学系の論文(又は共著論文)を執筆した修了者数〔D〕	6	9	11	8.66666667
合計	6	9	11	8.66666667

①-2. その他、継続的に大学院生を輩出してきた客観的な実績があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)

大学院の臨床講座に在籍しながら基礎研究を行っている院生が多数いる。

②-1. 継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績について、以下をご記入ください。

(博士課程修了年度)	H30	R1	R2	直近3年間の平均
〔C〕〔D〕のうち、基礎・社会学研究分野の就職者数	0	0	0	0
〔C〕〔D〕のうち、臨床系に就職したが基礎・社会学研究に従事する者等の数(※1)	5	8	8	7
合計	5	8	8	7

(※1) 一度臨床系(基礎系以外)に進んだものの実態としては研究に従事している又は従事する見込みがある者の数。

(例: 臨床医として働きながら研究活動を行っている者、常勤ポストではないが大学の身分を有し研究活動を行っている者、現在臨床医として勤務しているが将来的に研究に従事する意思を大学が確認している者)

②-2. その他、継続的に研究医を輩出してきた客観的な実績があれば、簡潔にご記入ください。(1~3行程度)

③大学教育改革の支援に関する補助事業の採択実績等

※必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。

採択事業名	採択年度 (○年度～ ○年度)	概要(1～3行程度)
大学教育再生戦略推進費 多様な新ニーズに対応する 「がん専門医療人材(がんブ ロフェSSIONAL)養成プラン	平成29年 度～令和3 年度	中国・四国の11大学が参画する広域連携組織を構築し、適切な医療を提供できる卓越したがん専門医療人の育成を行っている。
大学教育再生戦略推進費 高度医療人材養成プログラム 慢性の痛みに関する領域	平成28年 度～令和2 年度	山口大学を中心とする5大学連携のもと、慢性の痛みに関する新しい教育プログラムを構築し、慢性痛医療に適切に対応できる人材を育成する。

④他大学と比較した際に研究医養成拠点として相応しいと考えられる客観的な実績(科学研究費採択率等)

※必要に応じて内容がわかる資料をご提出ください。

概要(1～3行程度)
全研究機関における科研費の採択率は過去3年上位を維持しており、査読付きの学術雑誌にも過去3年間平均53編の英語論文が掲載されている。

(3)過去に研究医枠による入学定員増を実施した場合の令和3年度における状況

①過去に入学定員増を実施した際に計画していた研究医養成に関する取組について、

その有効性が高いことを確認している旨を、確認方法等とともにご記入ください。

(例:第三者による評価、学内委員会による評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・SCEA/AMRAコースの管理並びに評価は、医学部内の国際化・高度自己修学部会が実施している。 ・評価の結果、SCEA/AMRAコースに毎年一定数の入学希望者がいること、また、例年、「自己開発コース」の学生に海外渡航者や学外プログラム参加希望者が多く、積極的に自己研鑽・学術探求する姿勢が顕著にみられることが確認された。 ・その理由としては、2年次から3年次にかけて設けられているOpen Science Clubから自己開発コース、修学論文テュートリアルコースまで実践研究参加型のカリキュラムの流れが確立されており、学部学生の早い時期から研究マインドが涵養されていると分析している。 ・同部会で実施した4～5年生の学会発表・論文発表の実績はそれぞれ145件、46件と成果があがっている。 ・大学院については、平成28年度改組の際に、カリキュラムの見直しを行い、研究遂行上必要な科目の必修化並びに教育の実質化を行った。同時に、文部科学省の補助金によるコースを正規のカリキュラムとして設置し、診療科横断型、基盤系・展開系の授業科目からなる科目の履修が可能となっている。 ・SCEAコースから本大学院の基盤系に入学し、研究医となった者が1名おり、現在東北大学において卓越した研究業績をあげている。
--

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	オカ マサアキ 岡 正朗 <平成26年4月>		医学博士		山口大学 学長 (平成26年4月～令和4年3月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。